

「国際的に脅威となる感染症対策の強化のための国際連携等に関する基本戦略」に基づく施策のフォローアップについて

1. グローバルヘルス・アーキテクチャーの構築を通じたPPRの強化、UHC推進への貢献等

施策・取組（統合版）	2023（令和5）年度以前の主な実績	2024（令和6）年度の取組	2024（令和6）年度の予算執行状況	2025（令和7）年度以降の目標	2025（令和7）年度の執行予定	担当府省庁
<p>(1) グローバルヘルス・アーキテクチャー構築への貢献</p> <p>① PPR 強化のための国際的な議論への参画</p>	<p>・グローバルヘルス戦略のフォローアップとりまとめ機関として、関係各省・各機関の取組を取りまとめるとともに、グローバルヘルス戦略推進協議会や関係省庁との連絡会議等の開催、広報等を実施した。</p> <p>・また、G7議長国として、2023（令和5）年のG7広島サミットにおいて、国際保健分野における民間資金動員のためのイニシアティブ（「グローバルヘルスのためのインパクト投資イニシアティブ（Impact Investment Initiative for Global Health: Triple I for Global Health）（トリプル・アイ）」）を立ち上げるとともに、民間資金動員に向けた取組や広報を実施した。</p>	<p>・引き続き、2023（令和5）年12月までグローバルヘルス戦略フォローアップとりまとめ機関として、関係各省・各機関の取組を取りまとめるとともに、グローバルヘルス戦略推進協議会や関係省庁、NGO等との連絡会議等を開催した。</p> <p>・トリプル・アイの活動を通じて、国際保健分野における民間資金動員を促進するとともに、国際機関、NGO、民間企業、政府関連機関間の連携を強化した。</p>	<p>—</p>	<p>・健康・医療戦略（第3期）等に基づき、引き続き、グローバルヘルス戦略フォローアップとりまとめ機関として、関係各省・各機関の取組を取りまとめるとともに、健康・医療グローバル協議会や関係省庁、NGOとの連絡会議等を開催。</p> <p>・トリプル・アイの活動を通じて、国際保健分野における民間資金のさらなる動員を促進するとともに、国際機関、NGO、民間企業、政府関連機関間のさらなる連携を促進する。</p>	—	内閣官房
<p>新型コロナウイルス感染症関連の ACT-A（COVAX を含む。）等の国際協調の枠組みの利点や教訓を踏まえつつ、WHO の枠組みや米国主導の新型コロナ・グローバル行動計画、G7 や G20 等での議論を念頭に、新たな資金メカニズム（パンデミック基金）や財務・保健連携を含む関連する新たなプラットフォームなどのグローバルヘルス・アーキテクチャー強化の動きに適切に対応する。【内閣官房、外務省、財務省、厚生労働省】</p>	<p>・COVAX事務局を務めるGaviの理事や委員を務め、COVAX含むGaviのガバナンスや政策の議論に貢献。日米豪印首脳会合やG7などの国際場裏においてPPR強化のための議論に参画。</p>	<p>・2023年12月までCOVAX事務局を務め、2024（令和6）年1月以降その事業を引き継いだGaviのガバナンスや政策の議論に貢献した。</p> <p>・日米豪印健康安全保障パートナーシップ作業部会にて、PPR強化のための日米豪印の議論に貢献した。</p>	<p>・Gaviワクチンライアンス（当初）：475百万円（補正）：442百万円</p> <p>・グローバルファンド（当初）1,500百万円（補正）27,700百万円</p> <p>・GHIT-UNDP連携事業（当初）：303百万円（補正）：1,679百万円</p> <p>・UHC2030（当初）：61百万円（補正）：200百万円</p> <p>・ユニットエイド（当初）：48百万円（補正）：1,000百万円</p> <p>・UNFPA（当初）：1,807百万円（補正）：3,247百万円</p> <p>・IPPF（当初）：300百万円（補正）：333百万円</p> <p>・WHO（補正）：860百万円</p>	<p>・引き続き、国際機関や官民連携基金等に対する適切な拠出を通じて連携を強化し、グローバルヘルス・アーキテクチャーの強化やより強靱、公平、持続可能な UHC の達成に向けた取組を推進する。</p>	<p>・Gaviワクチンライアンス（当初）：510百万円</p> <p>・グローバルファンド（当初）：662百万円</p> <p>・GHIT-UNDP連携事業（当初）：308百万円</p> <p>・UHC2030（当初）：48百万円</p> <p>・ユニットエイド（当初）：36百万円</p> <p>・UNFPA（当初）：797百万円</p> <p>・IPPF（当初）：112百万円</p>	外務省
<p>② パンデミックに関する国際的規範設定への貢献</p>	<p>・パンデミック基金に関して、創設ドナーとして資金貢献を行うとともに、理事会において基金運営に関する議論に貢献。</p> <p>・G7議長国として、2023（令和5）年5月にG7財務・保健大臣共同セッションを開催し、「財務・保健の連携強化及びPPRファイナンスに関するG7共通理解」を取りまとめ、財務・保健連携の更なる強化や、パンデミック対応のための資金枠組みの検討に関する議論を主導。</p> <p>・G20印議長国とも緊密に連携し、G20財務・保健共同タスクフォース（JFHTF）においては、パンデミック対応のための既存の資金メカニズムのギャップの特定や、パンデミックに対する保健・経済・社会の脆弱性及びリスクを評価するための枠組みにかかる議論に積極的に貢献。</p>	<p>・パンデミック基金に関して、第2回目支援案件の採択、基金の戦略策定等に関する理事会における議論に積極的に貢献。また、増資に際し、2024（令和6）年10月に50万ドルの追加拠出の意向を表明。</p> <p>・G20財務・保健共同タスクフォース（JFHTF）における議論を通じ、パンデミック発生時に既存の様々な対応資金メカニズムを迅速かつ効率的に活用するための手順の整理を目的としたシナリオ・プレイブックの作成に貢献。</p>	<p>・パンデミック基金への拠出 50万ドル</p>	<p>・引き続き、国際機関や官民連携基金等に対する適切な拠出を通じて連携を強化し、グローバルヘルス・アーキテクチャーの強化やより強靱、公平、持続可能な UHC の達成に向けた取組を推進する。</p>	<p>・パンデミック基金への拠出： （当初）7万ドル （補正）8万ドル</p>	財務省
<p>② パンデミックに関する国際的規範設定への貢献</p>	<p>・WHO、G7-G20等での議論への参加を通じて、PPR強化のための国際的な議論に適切に対応してきた。</p>	<p>・2023（令和5）年のG7議長国として、また、G7長崎保健大臣宣言の主要アジェンダとして、公衆衛生危機対応のためのグローバル・ヘルス・アーキテクチャー（GHA）の構築・強化を取り上げるとともに、財務・保健大臣会合においてPPRファイナンスに関するG7共通理解を提示したことを踏まえ、議論に貢献した。</p>	<p>GF拠出金：24,000百万円 Gavi拠出金：1,252百万円</p>	<p>・2025（令和7）年11月に開催されたG20保健大臣会合やG20財保合同会合のコミニクの文言協議等を通じて、GHA強化に向けた議論に貢献した。G7については、G7保健大臣会合は開催されなかったが、オンラインを含めて3回開催されたG7保健作業部会会合及び関連のテーマ別会合に参加した。</p> <p>・引き続き、Gavi及びGFIに対して支出し、ガバナンスや政策の議論に対応していく。</p>	<p>GF拠出金：16,300百万円 （※令和7年度当初+補正予算） Gavi拠出金：150百万円 （※令和7年度当初予算）</p>	厚生労働省
<p>② パンデミックに関する国際的規範設定への貢献</p>	<p>・現行のIHR（2005年）では、早期警報と行動、迅速な通報と情報共有、実施と遵守、迅速な評価と対応、PHEICの意思決定プロセス等の課題があげられている。</p> <p>課題解決のため、2022（令和4）年の第75回WHO総会で設置が決定したIHR部分改正を行う加盟国作業部会において2024（令和6）年5月の第77回WHO総会において改正案の採択がなされるよう、我が国としても積極的に議論に参画していく。</p> <p>WHOでは、2022（令和4）年にパンデミックの予防、備え、対応に関する国際文書を策定するための政府間交渉会議が設置され、現在新たな法的文書の作成が進められている。2024（令和6）年5月の第77回WHO総会での成果物の提出に向け、当該文書に含めるべき要素について加盟国間で交渉が開始されており、日本は副議長国としても貢献していく。あわせて、2022（令和4）年の執理事務会で新たに設置が決まった健康危機への対応と準備に関する常設委員会にも積極的に関与していく。</p> <p>IHR部分改正と履行強化、パンデミックに関する新たな法的文書の策定、WHOの健康危機プログラムの上を通して、世界感染症対策の強化やWHO改革を支援する。【外務省、厚生労働省】</p>	<p>・いわゆる「パンデミック条約」に関する政府間交渉会議（INB）において、我が国は2024年（令和6）6月までユロー-副議長を務め、建設的に議論の進行に貢献した。一方INBは、当初の期限とされた2024年（令和6）5月の第77回WHO総会に協定案を提出するに至らず、同総会では交渉期限の延長が決定され、2025年（令和7）年5月の第78回WHO総会又はそれ以前に協定案をまとめるべく、交渉を継続。我が国は引き続き、積極的に交渉に参画し。</p> <p>・WGIIHRについては、日本の改正案に関するユローや他の参加国との協議や調整、及び他の改正案に関する議論への積極的な参加を通じて、IHR改正作業に建設的に貢献した。改正案は、2024（令和6）年6月1日、第77回WHO総会において採択された。</p>	<p>・2022（令和4）年の第75回WHO総会で設置が決定したIHR（2005）改正を行う加盟国作業部会において積極的に議論に参加し、2024（令和6）年5月に開催された第77回WHO総会でIHR改正案が採択された。</p>	<p>・引き続き、海外研究拠点において平時においても検体・情報等を収集する。また、国立健康危機管理研究機構（IHHS）において、研修等にも取り組んでいく。</p>	<p>・引き続き、海外研究拠点において平時においても検体・情報等を収集する。また、国立健康危機管理研究機構（IHHS）において、研修等にも取り組んでいく。</p>	厚生労働省
<p>② パンデミックに関する国際的規範設定への貢献</p>	<p>・世界保健機関（WHO）の国際保健規則（IHR）（2005）は、参加国のWHOへの通報義務や検疫等について規定しているが、健康危機発生時には、国際社会は、国際交通（具体的には、人、手荷物、貨物、コンテナ、輸送機関、物品又は輸送小包）の国境を越えた移動にかかる問題にも対応する必要があり、これら課題に対応するため、WHOの加盟国作業部会において、IHR（2005）の改正の議論が行われており、我が国も積極的に参加してきた。</p>	<p>・2024（令和6）年度は、アジア・アフリカ・南米の11か国に海外研究拠点において新興・再興感染症の基礎研究等を引き続き行うとともに、2024（令和6）年8月にコンゴDRCでのIMボックスのPHEICが宣言された際には、政府の要請に基づき情報を収集した。</p> <p>・モニタリング機能の拡充を図るため2023（令和5）年度に設置したネットワークコア拠点において、各海外研究拠点と連携を密にするためザンビアにおいて研究交流会を開催するなど海外研究拠点間のネットワーク構築を強化し、新興・再興感染症の基礎国際感染症研究の加速を促進した。</p>	<p>・新興・再興感染症研究基金創生事業 2,329百万円 （前年度 新興・再興感染症研究基金創生事業 2,540百万円）</p>	<p>・引き続き、海外研究拠点において平時においても検体・情報等を収集する。また、国立健康危機管理研究機構（IHHS）において、研修等にも取り組んでいく。</p>	<p>・新興・再興感染症研究基金創生事業 2,238百万円</p>	文科科学省
<p>② パンデミックに関する国際的規範設定への貢献</p>	<p>・新興・再興感染症研究基金創生事業において、10か国（インド、インドネシア、ガーナ、コンゴ民主共和国、ザンビア、タイ、中国、フィリピン、ベトナム、ミャンマー）に海外研究拠点を整備して、新興・再興感染症の基礎的な研究を実施し、それまで空白地帯となっていた南米地域についてブラジル拠点も新たに整備した。</p> <p>モニタリング機能が期待される海外研究拠点の基金強化・充実を推進し、2023（令和5）年には体制強化として、国立研究開発法人国立国際医療研究センター（NCGM）（当時）をネットワークコア拠点として新たに設置し、政府全体の感染症危機管理体制に貢献した。</p>	<p>・厚生労働省委託事業において、感染症に関するインテリジェンス情報集約体制強化のため、専門人材育成研修、海外情報収集等のための派遣人材の管理等を実施した。</p>	<p>・健康対策事業委託費 113百万円の内数</p>	<p>・2025（令和7）年に設立した国立健康危機管理研究機構（IHHS）と連携し、国の政策判断や意思決定に資する感染症インテリジェンスを強化し、将来的な感染症危機に対する包括的かつ効果的な対応の実現を目指している。</p>	<p>・健康対策事業委託費 201百万円の内数</p>	厚生労働省
<p>(2) UHCの取組の推進</p>	<p>・UHC達成に向けた国際社会の議論を主導するため、我が国は従前より積極的な貢献をしてきた。例えば、UHCフレンドグループは、国連総会UHCハイレベル会合及びSDG目標である2030（令和12）年までの世界でのUHC達成に向け、国連加盟国における機運を高め理解を深めるための、国連をベースとした有志国グループであるが、これは日本が主導した成果として2018（平成30）年12月に設置に至った。</p>	<p>・国連総会のマージンにおいて、第5回UHCフレンドグループ閣僚会合を共催し、日本からは武見厚労大臣（当時）が出席。UHC達成に向けた政治的モメンタムの維持に貢献した。</p>	<p>・UHC2030（当初）：61百万円（補正）：200百万円</p>	<p>・UHC達成に向けた取組を可視化し評価するためのモニタリングフレームワークの策定に努める。</p> <p>・グローバルヘルス・イニシアティブや様々な国際保健主体の活動を日本として支援するにあたって、各主体の活動の断片化を避け、UHC達成という章の下に連携促進を後押しする。</p>	<p>・UHC2030（当初）：48百万円</p>	外務省
<p>UHCについては、感染症への対応も含め、全ての人々が効果的で良質な医療サービスを負担可能な費用で受けられるようにするというものであり、人間一人一人に着目し、広範かつ深刻な脅威から人々を守るという人間の安全保障の考え方も資するものである。我が国においては引き続き、アジアを含め、世界におけるUHC達成に向けた国際的な議論を主導するほか、WHOにおける取組も活用することで有機的な国際的なネットワークを形成し、現場のニーズに対応できる国際保健人材の育成や、医療技術、医薬品等の開発の促進加速化等につなげる。【外務省、厚生労働省】</p>	<p>・2016（平成28）年5月、G7伊勢志摩サミット・G7神戸保健大臣会合において、日本はG7として初めて首脳級会合でUHCの推進を主要テーマに設定し、国際社会・国際機関と連携して、アジア、アジア等でのUHCの確立を支援すること、さらに国際的議論において主導的な役割を果たしていくことを表明。</p> <p>・2017（平成29）年7月に開催した日・ASEAN保健大臣会合では、ASEAN各国の保健大臣を東京に招き、UHCと高齢化について議論を深めた。同会合では、日・ASEAN保健大臣会合共同宣言文を採択し、住民登録・人口動態統計の構築支援や政策人材の育成と知見の共有を柱とする日・ASEAN UHCイニシアティブを発表。</p> <p>・2017（平成29）年12月、日本政府と世界銀行が共催した第一回「UHCフォーラム2017」が東京で開催。安倍総理大臣（当時）の他、グアテマラ国連事務総長、テドロスWHO事務局長、キム世界銀行総裁（当時）が出席したほか、30か国以上の政府高官や国際機関等の代表や専門家が集まり、各国におけるUHC推進に向けた議論が行われた。持続可能な保健システムのための財源確保の必要性等を含む「UHC東京宣言」を採択。</p> <p>・2019（令和元）年6月、G20財務大臣・保健大臣共同セッションが開催され、根本厚労大臣（当時）と麻生財務大臣と共に共同議長として出席。根本大臣は、UHC達成に関する保健財政について、日本が国民皆保険を達成し維持してきた経験と、保健当局と財務当局の密接な連携の重要性について言及。「途上国におけるUHCファイナンス強化の重要性に関するG20共通理解」を取りまとめた。</p> <p>・2023（令和5）年5月、G7保健大臣会合コミニグにおいて（UHCに関する）財政、知見の管理、人材を含むUHCに関する世界的なハブ機能の重要性が記載されたことを受け、WHOと世界銀行との連携の下、「UHCナレッジハブ」を設置する方向で検討を進めた。</p>	<p>・2024年（令和6）4月の世界銀行春会合において、世界銀行及び世界保健機関（WHO）とともに、UHC達成に向け、知見の収集・共有や開発途上国の保健・財務当局者の能力開発支援を行う「UHCナレッジハブ」を2025年に日本に設立することを発表し、5月のWHO総会にて、その詳細について発表。6月のG7ブリアサミット（於：イタリア）で、UHC推進、医療従事者のスキルアップ等の投資に貢献することが表明され、その手段の一つとして、「UHCナレッジハブ」を位置付け。</p>	<p>—</p>	<p>・2025年（令和7）に日本に設立されたUHCナレッジハブを通じ、開発途上国の財務・保健政策実務者を対象に、保健財政の能力開発を支援していく。また、UHCハイレベルフォーラムの開催を通じてUHCの推進に向けた機運を高め、政策の実施を促し、関係者の連携促進を行う。</p>	<p>・UHCナレッジハブ（当初）：284百万円（※令和7年度当初予算）</p> <p>・UHCハイレベルフォーラム（当初）：60百万円（※令和7年度当初予算）</p>	厚生労働省

<p>UHC に関する国際会議、G7 や G20 などのフォーラムや、WHO、世界銀行、アジア開発銀行、グローバルファンド、Gavi ワクチンアライアンス、グローバルヘルス技術振興基金（GHIT）、UHC2030といった国際機関等や二国間支援の取組、これらの有機的な連携を通じて、国、地域、グローバルレベルで、より強靱、公平、持続可能な UHC の達成に向けた取組の効果的かつ確実な実行を促していく。その際、国際的な議論の動向にも適切に対応する。【内閣官房、外務省、財務省、厚生労働省】</p>	<p>・グローバルヘルス戦略のフォローアップとりまとめ機関として、関係各省・各機関の取組を取りまとめるとともに、グローバルヘルス戦略推進協議会や関係省庁との連絡会議等を開催した。</p> <p>・G7 やG20などの枠組みにおける議論の主導や、グローバルファンド、Gavi、GHIT、UHC2030など国際機関等への提出・運営や政策の議論への参画を通じ、UHC達成に向けた取組の実行に貢献。</p> <p>・世界銀行の日本信託基金を活用した「東京UHC共同イニシアティブ」については、2017（平成29）年の立上げ以降、各国レベルおよび世界レベルでのTA・政策分析や知見共有活動を実施。主要な活動として、WHOと協働による、UHC達成に向けた各国の状況についてのグローバルモニタリングレポートを発行。アジア開発銀行（ADB）では、ストラテジー2030において「保健」を重点分野の一つに位置付け、アジア・太平洋地域でのUHC達成に向けた我が国との連携の3本柱として、UHCを支える①制度枠組の構築、②人材育成の強化、③インフラの整備を掲げた。我が国は、ADBの日本信託基金への提出を通じて、この3本柱に基づく技術支援やグラント供与の支援を実施した。</p> <p>・UHCに関する国際会議については、「UHCフォーラム2017」や国連UHCハイレベル会合等への出席を通じて、国際的な議論の動向に対して適切に対応してきた。</p>	<p>・各国際機関の理事会や委員会等の場において、UHC達成の議論を主導。特にGaviにおいてはこれまで参画していた理事会及びガバナンス委員会に加え、新たにプログラム政策委員会の委員を日本から輩出し、組織内のより政策・戦略に密接した議論に参加・貢献した。</p> <p>・「東京UHC共同イニシアティブ」の第3フェーズ（2020（令和2）年6月～2024（令和6）年6月）の最終年の活動として、UHCに関するTA・政策分析等を実施。また、2024（令和6）年7月からのフェーズ4の開始に向けて、活動内容を世界銀行側とともに検討・調整。</p> <p>・途上国のUHC達成に向けた取組を支援するため、「UHCナレッジハブ」の2025（令和7）年の日本への設立に向け、WHO及び世界銀行と協議を推進。</p> <p>・グローバル・ファイナンス・ファシリティ（GFF）への拠出を通じ、母子保健分野への効果的な資金動員を支援。</p> <p>・ADBに設置する我が国のシングルナード基金である、「豊かで強靱なアジア太平洋日本基金」（JFPR）を活用し、プライマリヘルスケアレベルでの非感染症対策支援や健康保険制度の改善支援等のアジア・太平洋地域におけるUHCの推進にかかる支援を実施した。</p> <p>・2024年（令和6）5月のWHO総会にて、世界銀行及び世界保健機関（WHO）とともにUHC達成に向け、知見の収集・共有や開発途上国の保健・財務当局者の能力開発支援を行う「UHCナレッジハブ」を2025（令和7）年に日本に設立することを発表。また、G7・G20などのフォーラムでもUHC達成の重要性について強調している。</p>	<p>・UHC2030（当初）：61百万円（補正）：200百万円</p> <p>・GFFへの拠出 1,370百万円</p> <p>・JFPRによるUHC案件承認額：8百万ドル</p>	<p>・健康・医療戦略（第3期）等に基づき、引き続き、グローバルヘルス戦略フォローアップとりまとめ機関として、関係各省・各機関の取組を取りまとめるとともに、健康・医療グローバル協議会や関係省庁、NGOとの連絡会議等を開催。</p> <p>・トリプル・アイの活動を通じて、国際保健分野における民間資金のさらなる動員を促進するとともに、国際機関、NGO、民間企業、政府関連機関間のさらなる連携を促進する。</p> <p>・引き続き、新型コロナウイルス感染症の教訓も踏まえ、各種のフォーラムにおいてPPR強化等のための議論・取組に積極的に貢献していく。</p> <p>・引き続き、新型2019年型新型コロナウイルスのさらなる動員を促進する。</p> <p>・引き続き、東アジア太平洋地域におけるUHC達成に向けた取組を推進する。</p> <p>・引き続き、ADBとの連携により、UHCを推進する。</p>	<p>内閣官房</p> <p>外務省（当初）：48百万円</p> <p>財務省</p> <p>厚生労働省</p>
<p>国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、国立健康危機管理研究機構を創設し、UHCの実現等に向けて、WHOや各国CDC等の国際機関・各国公衆衛生当局と連携し、幅広く協力関係を構築する。また、このネットワークを土台に、相手国への医師等の派遣、公衆衛生対応力の向上支援、現地人材の育成などを行う。【厚生労働省】</p>	<p>・2023（令和5）年通常国会において、国立健康危機管理研究機構法（令和5年法律第46号）が成立、公布された。</p>	<p>・国立健康危機管理研究機構（JHIS）の設立に向けた準備を進めた。</p>		<p>・2025（令和7）年4月に国立健康危機管理研究機構（JHIS）を設立し、JHISにおいて、UHC実現等に向けた以下の取組を進める。</p> <p>・日本政府、国際機関、国際的なパートナーシップ、NPO等幅広い関係機関と連携を強化し、研究・政策提言・研修・広報等の活動との相乗作用を高めながら、グローバルヘルスにおける技術協力事業にて専門家を派遣する。</p> <p>・国際機関や研究機関、国際協力機構（JICA）等と連携し、新興国・途上国のサーベイランスの技術的支援や試薬の供与、研修の提供等を通じた検査能力の強化支援を行う。</p> <p>・新興国・途上国の政府や保健医療のリーダー人材育成を目的とした、サーベイランス等の保健医療システム強化や感染性・非感染性疾患対策等に関する日本での研修等を実施する。</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>（3） 国際機関や官民連携基金等を通じた取組</p> <p>① 国際機関及び官民連携基金に対する適切な拠出等を通じた連携強化等</p>					
<p>WHO 任意拠出金、世界銀行、グローバルファンド、Gavi ワクチンアライアンス、CEPI（感染症流行対策イノベーション連合）、世界抗結核薬基金（ストップ結核パートナーシップ）、グローバル抗菌薬研究開発パートナーシップ（GARDP）拠出金、GHIT、UHC2030、ユニットエイド、UNFPA、IPPF等の国際機関や官民連携基金等に対する適切な拠出を通じて連携を強化し、グローバルヘルス・アーキテクチャーの強化により強靱、公平、持続可能な UHC の達成に向けた取組を推進する。【内閣官房、外務省、財務省、厚生労働省】</p>	<p>・引き続き、2023（令和5）年12月までグローバルヘルス戦略フォローアップとりまとめ機関として、関係各省・各機関の取組を取りまとめるとともに、グローバルヘルス戦略推進協議会や関係省庁、NGO等との連絡会議等を開催した。</p> <p>・トリプル・アイの活動を通じて、国際保健分野における民間資金動員を促進するとともに、国際機関、NGO、民間企業、政府関連機関間の連携を強化した。</p> <p>・国際機関や官民連携パートナーシップ等に対する適切な拠出を通じて連携を強化し、グローバルヘルス・アーキテクチャーの強化により強靱、公平、持続可能な UHC の達成に向けた取組を推進する。WHO 任意拠出金、世界銀行、グローバルファンド、Gavi ワクチンアライアンス、GHIT-UNDP連携事業、UHC2030、ユニットエイド、UNFPA、IPPF等の国際機関や官民連携パートナーシップ等に対して拠出を行った。</p>	<p>・2024（令和6）年4月のIMF世銀春会合において、途上国のUHC達成に向けた取組を支援するため、「UHCナレッジハブ」の2025（令和7）年の日本への設立を表明。設立に向け、WHO及び世界銀行と協議を推進。</p> <p>・世界銀行の日本開発政策・人材育成基金（PHRD）を通じて、UHC技術協力プログラムにより23カ国で24件のアドバイザー・サービス・分析プロジェクトを実施（日本開発政策・人材育成基金（PHRD）2024年度版年次報告書に基づく実績）。</p>	<p>・Gaviワクチンアライアンス（当初）：475百万円（補正）：442百万円</p> <p>・グローバルファンド（当初）1,500百万円（補正）27,700百万円</p> <p>・GHIT-UNDP連携事業（当初）：303百万円（補正）：1,679百万円</p> <p>・UHC2030（当初）：61百万円（補正）：200百万円</p> <p>・ユニットエイド（当初）：48百万円（補正）：1,000百万円</p> <p>・UNFPA（当初）：1,807百万円（補正）：3,247百万円</p> <p>・IPPF（当初）：300百万円（補正）：333百万円</p> <p>・WHO（補正）：860百万円</p>	<p>・健康・医療戦略（第3期）等に基づき、引き続き、グローバルヘルス戦略フォローアップとりまとめ機関として、関係各省・各機関の取組を取りまとめるとともに、健康・医療グローバル協議会や関係省庁、NGOとの連絡会議等を開催。</p> <p>・トリプル・アイの活動を通じて、国際保健分野における民間資金のさらなる動員を促進するとともに、国際機関、NGO、民間企業、政府関連機関間の連携を強化。</p> <p>・引き続き、国際機関や官民連携基金等に対する適切な拠出を通じて連携を強化し、グローバルヘルス・アーキテクチャーの強化により強靱、公平、持続可能な UHC の達成に向けた取組を推進する。</p>	<p>内閣官房</p> <p>外務省（当初）：510百万円</p> <p>・グローバルファンド（当初）：662百万円</p> <p>・GHIT-UNDP連携事業（当初）：308百万円</p> <p>・UHC2030（当初）：48百万円</p> <p>・ユニットエイド（当初）：36百万円</p> <p>・UNFPA（当初）：797百万円</p> <p>・IPPF（当初）：112百万円</p>
<p>WHO本部、WHO西太平洋地域事務所（WPRO）、グローバルファンド（GF）、世界抗結核薬基金（ストップ結核パートナーシップ）、Gavi ワクチンアライアンス、CEPI、GARDP、GHITに対する拠出を通じて、グローバルヘルス・アーキテクチャーの強化により強靱、公平、持続可能なUHCの達成に向けた取組を推進した。</p>	<p>・WHO本部、WHO西太平洋地域事務所（WPRO）、グローバルファンド（GF）、世界抗結核薬基金（ストップ結核パートナーシップ）、Gavi ワクチンアライアンス、CEPI、GARDP、GHITに対する拠出を通じて、グローバルヘルス・アーキテクチャーの強化により強靱、公平、持続可能なUHCの達成に向けた取組を推進した。</p>	<p>・WHO本部、WHO西太平洋地域事務所（WPRO）、グローバルファンド（GF）、世界抗結核薬基金（ストップ結核パートナーシップ）、Gavi ワクチンアライアンス、CEPI、GARDP、GHITに対する拠出を通じて、グローバルヘルス・アーキテクチャーの強化により強靱、公平、持続可能なUHCの達成に向けた取組を推進した。</p>	<p>・PHRD（UHCウィンドウ）への拠出 17百万ドル</p> <p>WHO拠出金：2730百万円の内数 GF拠出金：24,000百万円 GDF拠出金：105百万円 Gavi拠出金：1,252百万円 CEPI拠出金：8,507百万円 GARDP拠出金：249百万円 CARB-X拠出金：139百万円 GHIT拠出金：2,780百万円</p>	<p>・世界銀行の日本信託基金を活用し、UHC推進に資する支援を実施予定。</p> <p>・2025（令和7）年に設立されたUHCナレッジハブの活動を通じ、世銀及びWHOと連携し、開発途上国の持続可能な保健財政の構築に向けた支援を行う。</p>	<p>・PHRD（UHCウィンドウ）への拠出：（当初）3百万ドル（補正）6.5百万ドル</p> <p>WHO拠出金：2,328百万円の内数（※令和7年度当初+補正予算） GF拠出金：16,300百万円（※令和7年度当初+補正予算） GDF拠出金：325百万円（※令和7年度当初+補正予算） Gavi拠出金：150百万円（※令和7年度当初予算） CEPI拠出金：9,236百万円（※令和7年度当初+補正予算） GARDP拠出金：150百万円（※令和7年度当初予算） CARB-X拠出金：150百万円（※令和7年度当初予算） GHIT拠出金：2,320百万円（※令和7年度補正予算）</p>
<p>関係省庁と連携し、他の危機時のファンド（国連 CERF等）との関係の中で、WHO「緊急対応基金」（CFE）や世界銀行「保健危機への備えと対応に係るマルチドナー基金」（HEPRTF）、さらに世界銀行が主管する「パンデミック基金」（Pandemic Fund）の役割や戦略も含めた基金運営の在り方について、特にHEPRTFについては最大ドナーとして主導的な立場で、加盟国の議論に積極的に参加する。【内閣官房、外務省、財務省、厚生労働省】</p>	<p>・グローバルヘルス戦略のフォローアップとりまとめ機関として、関係各省・各機関の取組を取りまとめるとともに、グローバルヘルス戦略推進協議会や関係省庁との連絡会議等を開催した。</p> <p>・パンデミック基金に関して、創設ドナーとして資金貢献を行うとともに、理事会において基金運営に関する議論に貢献。</p> <p>・HEPRTFに、創設ドナーとして資金貢献を行うとともに、理事会において基金運営に関する議論に貢献。</p> <p>・財務省と連携しつつ、「パンデミック基金」（Pandemic Fund）理事会等の会議においてパンデミックのPPR（予防・備え・対応）に関して技術的な議論に参画した。</p> <p>・IMFは、CCRTを通じ、新型コロナウイルスパンデミックによる経済的危機に直面する途上国31ヶ国に対し、2020（令和2）年4月から2022（令和4）年4月の2年間で総額約9億3,000億ドルの債務救済を実施。</p> <p>・日本はCCRTを通じた債務救済を通じ、パンデミックによる経済危機に陥る最貧国・脆弱国を支援するため、総額1億5,000万ドルの資金貢献を行うとともに、CCRTの適切な運営等に関する理事会での議論に貢献。</p>	<p>・グローバルヘルス戦略のフォローアップとりまとめ機関として、関係各省・各機関の取組を取りまとめるとともに、グローバルヘルス戦略推進協議会や関係省庁との連絡会議等を開催した。</p> <p>・パンデミック基金に関して、理事として理事会の議論に参加し、2024（令和6）年10月の第2回支援案件の採択や、2025（令和7）年3月の第3回目の案件募集の開始等、基金の運営や戦略に関する議論に貢献。</p> <p>・HEPRTFについて、追加拠出を行ったほか、MpoKへの緊急支援等の議論に貢献。また、日本が設立ドナーの一者であるHSTRFとの統合も視野に、より効果的・効率的な支援実施に向け世銀事務局と議論を推進。</p>	<p>・HEPRTFへの拠出 1百万ドル</p>	<p>・健康・医療戦略（第3期）等に基づき、引き続き、グローバルヘルス戦略フォローアップとりまとめ機関として、関係各省・各機関の取組を取りまとめるとともに、健康・医療グローバル協議会や関係省庁、NGOとの連絡会議等を開催。</p> <p>・パンデミック基金に関して、引き続き、第32回目の支援案件の採択や基金の戦略策定等に関する理事会における議論に積極的に貢献。</p> <p>・HEPRTFについて、HSTRFとの統合を視野に、基金運営に関する議論に貢献。</p>	<p>内閣官房</p> <p>財務省（当初）0.5百万ドル</p> <p>厚生労働省</p>
<p>国際通貨基金（IMF）は、大規模な公衆衛生上の危機等発生から2年以内に返済期限を迎える当該加盟国のIMFに対する債務の支払に充てるため、「大規模災害抑制・救済基金」（CCRT）を通じて支援適格国に即時に無償資金を提供しており、我が国として、今後とも、IMF理事会等で当該基金を活用した今後の公衆衛生上の危機等に備えるための議論に参加する。【財務省】</p>	<p>・日本はCCRTを通じた債務救済を通じ、パンデミックによる経済危機に陥る最貧国・脆弱国を支援するため、総額1億5,000万ドルの資金貢献を行うとともに、CCRTの適切な運営等に関する理事会での議論に貢献。</p>	<p>・パンデミック基金に関して、理事として理事会の議論に参画し、2024（令和6）年10月の第2回支援案件の採択や、2025（令和7）年3月の第3回目の案件募集の開始等、基金の運営や戦略に関する議論に貢献。</p>		<p>・引き続き、財務省と連携しつつ、「パンデミック基金」（Pandemic Fund）理事会等の会議においてパンデミックのPPR（予防・備え・対応）に関して技術的な議論に参画する。</p>	<p>財務省</p>

<p>② NTDs、結核、マラリア等に対する GHIT 等研究支援機関を通じた取組</p> <p>GHIT Fund について、我が国の製薬産業の優れた研究開発力をいかして、喫緊の課題となっている顕微鏡検査不能熱帯病（NTDs）、結核、マラリア等の医薬品研究開発を官民連携で促進及び拡大するため、我が国として支援を引き続き推進し、日本の技術をかした医薬品等の研究開発支援及び供給準備・供給支援に貢献する。【外務省、厚生労働省】</p>	<p>・GHIT・UNDP連携事業への拠出を通じて、NTDs等の開発途上国を中心に蔓延する疾病の診断薬・ワクチン・治療薬の研究開発等が促進された。</p> <p>・GHITに対する拠出を通じて、NTDs、結核、マラリア等の医薬品研究開発支援等に貢献した。</p>	<p>・NTDs等の開発途上国を中心に蔓延する疾病の治療薬の研究開発等をさらに促進するため、2024（令和6）年度当初・補正予算において、外務省は右金額をGHIT Fundに拠出した。</p> <p>・また、効果的な医薬品の研究開発支援及び供給準備・供給支援に向けGHIT Fund及び国連開発計画（UNDP）と協議を進めた。</p> <p>・GHITの支援により開発された住血吸虫症治療薬である小児用プラジカンテルは、2024年（令和6）5月にWHOのPQリストに掲載された。</p> <p>・引き続き、GHITに対する拠出を通して、NTDs、結核、マラリア等の医薬品研究開発支援等に貢献した。</p>	<p>・GHIT・UNDP連携事業（当初）：303百万円（補正）：1,679百万円</p> <p>GHIT拠出金：2,780百万円</p>	<p>・GHIT Fundが支援して開発された住血吸虫症治療薬である小児用プラジカンテルは、2024（令和6）年5月にWHOのPQリストに掲載されており、今後はUNDPと更なる連携を行い、当該薬剤のフリバリーに向けた薬剤供給準備を行う予定。</p> <p>・今後もGHIT・UNDP連携事業を通じて開発途上国を中心に蔓延する疾病の治療薬の研究開発等を促進することにより、開発途上国における保健衛生の向上を目的とした国際貢献を行う。</p> <p>・引き続き、GHITに対する拠出を通して、NTDs、結核、マラリア等の医薬品研究開発支援等に貢献していく。</p>	<p>・GHIT・UNDP連携事業（当初）308百万円</p> <p>GHIT拠出金：2,320百万円（※令和7年度補正予算）</p>	<p>外務省</p> <p>厚生労働省</p>
<p>③ NTDs、結核、マラリア等個別の感染症への取組</p> <p>WHO の ESPEN（顕微鏡検査不能熱帯病の重症のための拡大特別プロジェクト）への拠出を通じて、アフリカ地域における情報共有・交換プラットフォーム、治療拡大、質の高い保健サービス提供能力の構築等を実施し、熱帯病の撲滅を加速させる。【厚生労働省】</p> <p>2000（平成12）年の九州・沖縄サミットで我が国が提唱し、2002（平成14）年にエイズ・結核・マラリアの三大感染症対策のための資金支援機関として設立されたグローバルファンドについて、2023（令和5）年から2025（令和7）年までの増資期間（第7次増資期間）で、2024（令和6）年から2026（令和8）年までの期間に開発途上国において三大感染症から2,000万人を救い、同年までに三大感染症による死亡率を2020（令和2）年比64%減少させることが目標とされている。我が国として、これらの期間も引き続き支援を推進し、UHC達成も念頭に、開発途上国における三大感染症の予防・治療・ケアの実現や保健システム強化の促進を遅滞なく進める。【外務省、厚生労働省】</p>	<p>・WHOへの拠出を通じて、ESPENによるアフリカ地域におけるNTDsの撲滅に貢献してきた。</p> <p>・グローバルファンド設立以後、2022（令和4）年末までに5900万人の命が三大感染症から救われ、死亡率は2002（平成14）年以来55%減少した。外務省は理事及び情報収集や窓口の役割（フォーカルポイント）を務め、グローバルファンドの理事会や委員会を通じてガバナンスや政策の議論に貢献してきた。</p>	<p>・引き続き、ESPENへの拠出を通じて、アフリカ地域におけるNTDsの撲滅に貢献した。</p> <p>・第7次増資期間(2023（令和5）年-2025（令和7）年)において日本政府として最大1,080百万ドル拠出することを表明しており、三大感染症対策を推進した。</p> <p>・外務省は、2024（令和6）年度に右金額を拠出し、三大感染症対策及び保健システム強化を通じて途上国におけるUHC達成に貢献した。また、外務省は理事及び情報収集や窓口の役割（フォーカルポイント）を務め、グローバルファンドの理事会や委員会を通じてガバナンスや政策の議論に貢献した。</p>	<p>・WHO拠出金：2730百万円の内数</p> <p>・グローバルファンド（当初）1,500百万円（補正）27,700百万円</p>	<p>・引き続き、WHOへの拠出を通じて、ESPENによるアフリカ地域における顕微鏡検査不能熱帯病（NTDs）の撲滅に貢献していく。</p> <p>・グローバルファンドは途上国における三大感染症対策及び強靱で持続可能な保健システムの構築に向けて引き続き支援を行っていく。</p> <p>・外務省は、グローバルファンドの理事や委員の立場において、引き続き関係各国等と協力して、保健システム強化、ひいてはUHCの達成に向け、積極的に貢献する。</p>	<p>・WHO拠出金：2,328百万円の内数（※令和7年度当初+補正予算）</p> <p>・グローバルファンド（当初）：662百万円</p>	<p>厚生労働省</p> <p>外務省</p>
<p>特に結核については、グローバルファンド、ユニットエイド、ストップ結核パートナーシップ等の官民連携基金における既存のプログラムとの連携を進める。【外務省、厚生労働省】</p>	<p>・グローバルファンドの取組によって、結核死亡者数は2002（平成14）年から2022（令和4）年にかけて3%減少した。外務省は理事及び情報収集や窓口の役割（フォーカルポイント）を務め、グローバルファンドの理事会や委員会を通じてガバナンスや政策の議論に貢献してきた。</p>	<p>・令和6年にグローバルファンドは世界の結核対策の76%に拠出し、7,100千人に結核治療を提供した。</p> <p>・第7次増資期間(2023（令和5）年-2025（令和7）年)において日本政府として最大1,080百万ドル拠出することを表明しており、結核を含む三大感染症対策を推進した。</p> <p>・外務省は、2024（令和6）年度に右金額を拠出し、結核を含む三大感染症対策及び保健システム強化を通じて途上国におけるUHC達成に貢献した。また、外務省は理事及び情報収集や窓口の役割（フォーカルポイント）を務め、グローバルファンドの理事会や委員会を通じてガバナンスや政策の議論に貢献した。</p>	<p>・グローバルファンド（当初）1,500百万円（補正）27,700百万円</p>	<p>・引き続き、グローバルファンド及びSTOP結核パートナーシップへの拠出を通じて、世界の結核対策に貢献していく。</p>	<p>GF拠出金：16,300百万円（※令和7年度当初+補正予算）</p> <p>GDF拠出金：325百万円（※令和7年度当初+補正予算）</p>	<p>厚生労働省</p> <p>外務省</p>
<p>国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）が研究管理を行う「医療分野国際科学技術共同研究開発推進事業」（地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）及びアフリカにおける顕微鏡検査不能熱帯病（NTDs）対策のための国際共同研究プログラム）において、現地ニーズに基づき、NTDs、結核、マラリア、Zikaウイルス感染症等の予防、診断、創薬、治療法の開発等のための国際共同研究を推進する。【外務省、文部科学省】</p>	<p>・SATREPSについては、事業を開始した2008（平成20）年度から2023（令和5）年度までに28課題の国際共同研究を推進してきた。2021（令和3）年3月には、エボラ出血熱の迅速診断キットが、エボラ出血熱の診断法として国内で初となる医薬品医療機器総合機構（PMDA）による国内製造販売承認を取得した。2023（令和5）年度には、インドネシア、マレーシアと共同で実施しているマラリア、赤痢アメーバ症を対象とした創薬研究の課題にて、AMED-FluX で得られた知見を踏まえ、研究開発の加速及び充実を推進すべく調整費を獲得し、新規薬剤候補の同定及び作用機序の解明を前倒しして実現した。</p> <p>・NTDsについては、2015（平成27）年度に事業開始以降、2023（令和5）年度までに5課題の国際共同研究を推進してきた。西アフリカ地域におけるルーリ潰瘍等皮膚感染症対策として、簡易迅速診断技術（LAMP法）を開発するとともに、皮膚創傷の適切な治療方法を動画マニュアルにし、遠隔皮膚診断アプリ（eSkinHealth）が入ったタブレットとともに配布することで、ルーリ潰瘍だけでなく現地で蔓延するその他多くの皮膚疾患の診断・治療が可能になった。また、2021（令和3）年6月にはWHOグローバル・アジェンダにeSkinHealth がグッドプラクティスとして紹介された。これらを通じて、ルーリ潰瘍等皮膚疾患の対策に貢献した。</p> <p>・SATREPS、NTDsプログラムが中心となり、日本がアフリカにおいて展開している感染症関連の他の研究事業と連携・議論することによって、本分野の研究に根ざす日アフリカ科学技術イノベーション協力の更なる推進・課題間連携による新たな展開・ネットワークの構築を目指す「アフリカ合同シンポジウム」を2020（令和2）年度及び2021（令和3）年度に開催した。</p>	<p>・引き続き、グローバルファンド及びSTOP結核パートナーシップへの拠出を通じて、世界の結核対策に貢献した。</p> <p>・引き続き、グローバルファンド及びSTOP結核パートナーシップへの拠出を通じて、世界の結核対策に貢献した。</p> <p>・SATREPSについては、継続課題10件と新規2課題を採択し、着実に国際共同研究を推進した。ザンビア及びコンゴ民主共和国との共同研究で開発したエボラ出血熱の迅速診断キットが、コンゴ民主共和国において国立生物医学研究所（INRB）が同国保健省に申請を行い、2024（令和6）年6月21日付で国内使用許可を取得した。トルゴで実施している節足動物媒介かつ人獣共通感染症であるリシユマニア症及び蚊媒介性感染症を対象とした感染症制御の課題にて、新規診断技術の開発やリスクマップの作成において様々な成果が創出された。</p> <p>・NTDsについては、1課題を継続して推進している。</p>	<p>・GF拠出金：24,000百万円</p> <p>・GDF拠出金：105百万円</p>	<p>・引き続き、グローバルファンド及びSTOP結核パートナーシップへの拠出を通じて、世界の結核対策に貢献していく。</p> <p>・SDGs実施指針の8分野②「健康・長寿の達成」に向け、途上国の感染症対策や薬剤耐性対策に関する共同研究及び社会実装に向けた取組、アフリカのNTDs対策に関する研究開発及び社会実装に向けた取組を引き続き推進する。</p> <p>・SATREPSにおいては、2025（令和7）年度以降も新規課題を採択し、継続課題とともに着実に推進する。</p> <p>・NTDsについては、継続課題を着実に推進する。</p> <p>・NTDsの後継事業である戦略的国際共同研究プログラム（SICORP）の「日英アフリカ感染症連携」において、2025（令和7）年度以降、新規課題を採択し、アフリカ地域の感染症対策に資する国際共同研究を着実に推進する。</p>	<p>GF拠出金：16,300百万円（※令和7年度当初+補正予算）</p> <p>GDF拠出金：325百万円（※令和7年度当初+補正予算）</p> <p>・SATREPS 文科省：320百万円 外務省：JICA運営交付金の内数40百万円</p>	<p>厚生労働省</p> <p>外務省、文部科学省</p>
<p>④ 国際的な取組への貢献</p> <p>新型コロナウイルス感染症の世界的な流行下で取組まれた、ワクチンの公平な確保についての包括的な資金調達・供給調整メカニズムにおける知見、課題、教訓を踏まえ、医薬品への公平なアクセス確保のための国際的な枠組みにおける議論に参加する。【外務省、厚生労働省】</p>	<p>・Gaviワクチンアライアンスの理事や委員を務め、Gaviのガバナンスや政策の議論に貢献。</p> <p>・Gaviに対する拠出を通じて、医薬品への公平なアクセス確保のための国際的な枠組みに貢献した。</p>	<p>・Gaviにおいてはこれまで参画していた理事会及びガバナンス委員会に加え、新たにプログラム政策委員会の委員を日本から輩出し、組織内のより政策・戦略に密接した議論に参加・貢献した。</p> <p>・引き続き、Gaviに対する拠出を通して、医薬品への公平なアクセス確保のための国際的な枠組みに貢献した。</p>	<p>・Gaviワクチンアライアンス（COVAX含む）（当初）：475百万円（補正）：442百万円</p> <p>・Gavi拠出金：1,252百万円</p>	<p>・Gaviにおいては理事会、ガバナンス委員会、プログラム政策委員会の委員を日本から輩出し、組織内のより政策・戦略に密接した議論に参加・貢献した。</p> <p>・引き続き、Gaviに対する拠出を通して、医薬品への公平なアクセス確保のための国際的な枠組みに貢献していく。</p>	<p>・Gaviワクチンアライアンス（当初）：510百万円</p> <p>Gavi拠出金：150百万円（※令和7年度当初予算）</p>	<p>外務省</p> <p>厚生労働省</p>
<p>開発途上国の予防接種率の向上により、子どもたちの命と健康を守ることを目的として設立された官民パートナーシップである Gavi ワクチンアライアンスにおいて、2025（令和7）年までの支援対象疾患の13種類から18種類への拡大、予防接種の公平性促進のための保健システムの強化、予防接種事業の持続可能性の改善、ワクチン及び予防接種関連製品の市場形成という4つの目標が掲げられており、これらの達成に向けて支援を推進し、費用対効果の高い予防接種を安価に供給するための包括的な取組の実施を支援する。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症の影響により、国家の経済力に関わらず、安全性、有効性、品質が保証されているワクチンへの公平なアクセスの確保が重要であることが浮き彫りになったことから、引き続き、ワクチンへの公平なアクセスの確保に向け、ワクチン供給支援等の取組を支援していく。【外務省、厚生労働省】</p>	<p>・Gaviワクチンアライアンスに継続的に拠出しているほか、理事や委員を務め、Gaviのガバナンスや政策の議論に貢献。</p> <p>・Gaviに対する拠出を通じて、ワクチン供給支援等の取組を実施した。</p>	<p>・Gaviワクチンアライアンスに対し、以下の拠出を行ったほか、Gaviにおいてはこれまで参画していた理事会及びガバナンス委員会に加え、新たにプログラム政策委員会の委員を日本から輩出し、より政策・戦略に密接した議論に参加・貢献した。</p> <p>・引き続き、Gaviに対する拠出を通して、ワクチン供給支援等の取組を実施した。</p>	<p>・Gaviワクチンアライアンス（当初）：475百万円（補正）：442百万円</p> <p>・Gavi拠出金：1,252百万円</p>	<p>・2025（令和7）年、Gaviの増資に貢献するとともに、引き続き、ガバナンスや政策、戦略の議論に参加し、低所得国開発途上国の予防接種率の向上に貢献する。</p> <p>・引き続き、Gaviに対する拠出を通して、医薬品への公平なアクセス確保のための国際的な枠組みに貢献していく。</p>	<p>・Gaviワクチンアライアンス（当初）：510百万円</p> <p>Gavi拠出金：150百万円（※令和7年度当初予算）</p>	<p>外務省</p> <p>厚生労働省</p>
<p>関係省庁と連携し、ユニットエイドの創設した医薬品特許プール（MPP）に対する関与及び途上国への安価な医薬品供給を可能とする枠組みへの積極的な貢献を検討する。同時に、ユニットエイドとMPPを活用した日本企業の国際市場参画を促す。【外務省、厚生労働省】</p> <p>ワクチンを開発した企業が、投資が回収できる見込みが立つような仕組みを作るため、例えば、新たな感染症の発生時における予防接種に向けた国によるワクチンの買上など国内でのワクチン供給が円滑に進むよう検討するとともに、開発に成功したワクチンについて、WHOの事前認証取得を後押しするなどの必要な対応を行う。また、Gavi ワクチンアライアンスなどの国際的な枠組を通じて世界的に供給することや開発途上国の支援ニーズ等に応じたODAの活用等の検討を行う。【外務省、厚生労働省】</p>	<p>ユニットエイドに継続的に拠出しているほか、理事を務め、ガバナンスや政策の議論に貢献。また、ユニットエイドを通じてMPPにも継続的に資金拠出を実施。</p> <p>・Gaviワクチンアライアンスに継続的に拠出しているほか、理事や委員を務め、Gaviのガバナンスや政策の議論に貢献。</p> <p>・（WHOの事前認証取得を後押しする）「WHO事前認証及び推奨の取得並びに途上国向けWHO推奨機器要覧掲載推進事業」において、ワクチンのWHO緊急使用リスト（WHO Emergency Use Listing）への掲載に係る取組を公募にて1件採択した。</p> <p>「WHO事前認証及び推奨の取得並びに途上国向けWHO推奨機器要覧掲載推進事業」において、国際公共調達を目指す企業に対し、2017（平成29）年度よりその手段の一つであるWHO-PQ等取得に関する支援を実施。</p> <p>Gaviに対する拠出を通して、ワクチンの世界的な供給に対する支援を実施した。</p>	<p>ユニットエイドに対し拠出を行い、ユニットエイドを通じてMPPにも資金拠出を実施した。</p> <p>ユニットエイドの理事会に参加し、ガバナンスや政策の議論に貢献した。</p> <p>・Gaviワクチンアライアンスに対し、拠出を行ったほか、Gaviにおいてはこれまで参画していた理事会及びガバナンス委員会に加え、新たにプログラム政策委員会の委員を日本から輩出し、より政策・戦略に密接した議論に参加・貢献した。</p> <p>・引き続き、「WHO事前認証及び推奨の取得並びに途上国向けWHO推奨機器要覧掲載推進事業」において、WHO事前認証等の取得を目指す企業の取り組みを支援していく。</p> <p>（※）2024（令和6）年度は、ワクチンに関する応募はなかったものの、関連する事業（国際機関の調達枠組を活用した医薬品、医療機器産業等の海外展開促進・調査事業）において、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部とジュネーブにて共催セミナーを実施。登壇企業として、顕微鏡検査不能熱帯病のワクチンを開発した日本企業も採択し、WHOなどの国際機関向けに講演を通じて国際公共調達に意欲のある日本企業の支援を実施した。</p> <p>・引き続き、Gaviに対する拠出を通して、ワクチン供給に対する支援を実施する。</p>	<p>・ユニットエイド（当初）：48百万円（補正）：1,000百万円</p> <p>・Gaviワクチンアライアンス（当初）：475百万円（補正）：442百万円</p> <p>・WHO事前認証及び推奨の取得並びに途上国向けWHO推奨機器要覧掲載推進事業：執行額は11百万円</p> <p>・Gavi拠出金：1,252百万円</p>	<p>・引き続きユニットエイドの政策、戦略の議論に参加し、低所得国において高品質な医薬品を手頃な価格で迅速に導入することに貢献する。</p> <p>・引き続き、ガバナンスや政策、戦略の議論に参加し、開発途上国の予防接種率の向上に貢献する。</p> <p>・引き続き、「WHO事前認証及び推奨の取得並びに途上国向けWHO推奨機器要覧掲載推進事業」において、2025（令和7）年度もWHO Prequalification（WHO-PQ）等の取得を目指す企業の取り組みを支援していく。</p> <p>・引き続き、Gaviに対する拠出を通して、医薬品への公平なアクセス確保のための国際的な枠組みに貢献していく。</p>	<p>・ユニットエイド（当初）：36百万円</p> <p>・Gaviワクチンアライアンス（当初）：510百万円</p> <p>Gavi拠出金：150百万円（予定）</p> <p>Gavi拠出金：150百万円（※令和7年度当初予算）</p>	<p>外務省</p> <p>外務省</p> <p>厚生労働省</p>

<p>ワンヘルスについて WHO、WOAH、FAO等の関係する国際機関による枠組みに沿った取組に貢献する。【厚生労働省、農林水産省】</p>	<p>・JANIS海外展開版システム（ASIARS-Netシステム）の開発および改良 ・AMR ワンヘルス東京会議（Tokyo AMR One Health Conference）の開催（2017（平成29） - 2023（令和5）年度 計6回）</p>	<p>・アジア地域にJANIS海外展開版システム（ASIARS-Netシステム）の予備導入を行うための準備・検討を実施し、各国のWHONETまたはExcelのデータを変換しASIARS-Netシステムを活用してレポートを作成するための手順書を、各国と共有した。特にベトナムでは、軍事病院をコアとしてまず合計8病院のネットワークが構築され、その中でASIARS-Netシステムが活用され、フィードバックレポートの作成による病院間比較まで可能になった。アジア地域以外でも、ウクライナでASIARS-Netシステムが活用され、レポートを作成することが出来た。 ・三輪車プロジェクト関連では、今後この手法の導入を検討しているバングラデシュに対してプロトコルの説明を行うと共に今後の進め方を協議した。マレーシア、インドネシア、ベトナムでは引き続き菌株収集を行い、日本に菌株を輸送した。 ・日本とWPRO/SEAROの共催でTokyo AMR One Health Conferenceを開催し、AMRに関するアジア太平洋ワンヘルス・イニシアチブ（ASPIRE）のもとで、議論を行った。また、WPROが主催したマレーシアにおけるAMRアウトブレイク対応力強化に関するワークショップに現地参加し技術的支援を行った。</p>	<p>・薬剤耐性菌発生動向調査事業 113百万円の内数 ・ワンヘルス・アプローチに関する国際会議費 26百万円</p>	<p>・薬剤耐性菌発生動向調査事業 113百万円の内数 ・ワンヘルス・アプローチに関する国際会議費 26百万円</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>・国際機関による枠組みに沿ったワンヘルスの取組について、議論を主導しつつ積極的に貢献した。 ・任意拠出金を通じて、WOAHが実施する人獣共通感染症を含む越境性動物疫病や薬剤耐性等のワンヘルスに関する活動を支援。</p>	<p>・WHOH拠出金を通じて、WOAHが実施するワンヘルスに関する国際会議、実地研修、啓発活動等を支援するとともに、2024（令和6）年12月、筑波においてWOAHの野生動物疫病に係るワークショップを開催し、ワンヘルスに基づく部門横断的な連携の強化に貢献した。</p>	<p>・引き続き、国際機関による枠組みに沿ったワンヘルスの取組について、議論を主導しつつ積極的に貢献していく。 ・引き続き、任意拠出金を通じて、WOAHが実施する人獣共通感染症を含む越境性動物疫病や薬剤耐性等のワンヘルスに関する活動を支援。</p>	<p>・ワンヘルス・アプローチによる動物疫病対策事業 55百万円</p>	<p>・SPSルール・メイキング戦略推進事業（うちWOAH拠出金事業）：142百万円の内数</p>	<p>農林水産省</p>
（4） 二国間協力などの推進・活用					
① 二国間 ODA の活用による保健システム強化への取組					
<p>開発途上国が抱える課題は多様であり、各国の経済状況や前提となる保健システムの状況も様々である中で、相手国の自助努力を支援し、自立的発展に向けた協力を行うことも重要であることから、引き続き、技術協力・有償資金協力・無償資金協力を相手国の状況に合わせて有機的に組み合わせ、他ドナー（疾患別の取組を行う国際機関を含む。）や民間との連携の可能性にも留意しつつ、迅速かつ柔軟に運用する。【外務省、財務省】</p>	<p>・保健システム強化、UHCの推進のための開発協力について、技術協力・有償資金協力・無償資金協力を相手国の状況に合わせて有機的に組み合わせ、他ドナーや民間との連携の可能性にも留意しつつ、協力を実施してきた。</p>	<p>・保健システム強化、UHCの推進のための開発協力について、技術協力・有償資金協力・無償資金協力を相手国の状況に合わせて有機的に組み合わせ、他ドナーや民間との連携の可能性にも留意しつつ、協力を実施した。</p>	<p>（集計中）</p>	<p>概ね2024（令和6）年度と同規模の執行となる見込み</p>	<p>外務省</p>
<p>GOARNを通じた専門家を派遣しての直接支援や、「感染症危機管理専門家（IDES）養成プログラム」での海外派遣を通じて人材育成を図るとともに、我が国の知見の積極的な発信を行う。【厚生労働省】</p>	<p>・プログラム修了者について、これまで、国内では厚生労働省、国立健康危機管理研究機構、厚生労働省検疫所、感染症指定医療機関やその他の医療機関、国外では世界保健機関等で勤務している。</p>	<p>・2024（令和6）年度は2名を採用し、国内外の感染症の知識、行政能力（マネジメント）及び国際的な対応能力を習得するための研修を実施。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>日本政府と世界銀行との保健分野における長年の協力の成果を踏まえ、世界銀行の日本信託基金等を通じて、世界銀行による PPR 強化及び UHC に資する活動への支援を推進する。【財務省】</p>	<p>・日本開発政策・人材育成基金（PHRD）のUHCウィンドウ（PHRD（UHC））や「HEPR」を活用した活動を実施。 ・2023（令和5）年12月、世界銀行に新たなマルチドナーファンド「HSTRF（Health System Transformation and Resilience MDTF）」を設立。</p>	<p>・「PHRD（UHC）」、「HEPRF」について上述の活動を実施。「HSTRF」については2024（令和6）年6月に第1回ドナー会合を実施し、日本がドナー会合の共同議長を務め、基金の運営方針等について議論。 ・途上国のUHC達成に向けた取組を支援するため、「UHCナレッジハブ」の2025（令和7）年の日本への設立に向け、WHO及び世界銀行と協議を推進。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>財務省</p>
<p>感染症発生時における支援の必要性に応じ、緊急無償資金協力、緊急援助物資供与、国際機関への資金拠出・物資の供与、専門家の派遣等人的支援を行い、被災国の緊急対応支援、人材育成・医療緊急供与、保健情報システム構築等を通じて感染症拡大により機能不全に陥った保健システムの回復及びその強靱性を高め、更なる感染症の発生・拡大を防ぐ。【外務省、厚生労働省】</p>	<p>・緊急無償資金協力は、UNICEFやIOM等の国際機関等を通じて、新型インフルエンザ、EVD等の対策支援を実施してきた。 ・JDR法施行（1987（昭和62）年）以降、コレラ、黄熱、EVD（エボラ出血熱）等の事業に対し、緊急援助物資供与を実施した。また、人的支援については、SARS、黄熱、EVD、麻疹の流行に対し、国際緊急援助隊を派遣した。 ・国際感染症の危機発生時に感染症対策チームを迅速に派遣し、事態の軽減に取り組みべく、WHOのスキームであるGOARNでの派遣支援を実施している。また、GOARN参加のための研修の開催をしている。</p>	<p>・緊急無償資金協力、緊急援助物資供与、専門家の派遣等人的支援の対象となる事業はなかった。 ・コンゴ民主共和国におけるMボックス流行に対するワクチン供与に際し、国際緊急援助隊・感染症対策チームの派遣につき、国内の関係機関と協議を行った（但し、派遣には至らなかった）。</p>	<p>・緊急無償資金協力、緊急援助物資供与、専門家の派遣等人的支援にかかる対象事業はなかったため、予算執行実績はない。 ・健康対策事業委託費 113百万円の内数</p>	<p>・事業の性質上、事業が発生した際には適切な対応をする。</p>	<p>・緊急援助物資供与、専門家の派遣等人的支援については、JICA国際緊急援助隊事務局の事業費で対応予定。</p>
<p>②官民連携による二国間関係の推進等</p>	<p>・グローバルヘルス戦略のフォローアップとりまとめ機関として、関係各省・各機関の取組を取りまとめるとともに、グローバルヘルス戦略推進協議会や関係省庁との連絡会議等を開催した。 ・ワクチン等の他国への供与において、先方政府との調整業務を行ってきた。 ・Gaviに対する支出を通して、ワクチンの世界的な供給に対する支援を実施した。</p>	<p>・グローバルヘルス戦略のフォローアップとりまとめ機関として、関係各省・各機関の取組を取りまとめるとともに、グローバルヘルス戦略推進協議会や関係省庁との連絡会議等を開催した。 ・Mボックスの感染状況等を注視し、コンゴ（民）へのワクチンの供与に関して厚労省と情報を共有し連携した。 ・Gaviに対する支出を通して、ワクチンの世界的な供給に対する支援を実施してきた。</p>	<p>— — ・Gavi拠出金：1,252百万円</p>	<p>— — ・健康・医療戦略（第3期）等に基づき、引き続き、グローバルヘルス戦略フォローアップとりまとめ機関として、関係各省・各機関の取組を取りまとめるとともに、健康・医療グローバル協議会や関係省庁、NGOとの連絡会議等を開催。 ・引き続き、必要に応じて、途上国に対するワクチン等の供与につき、関係省庁や機関と連携し、現地政府との調整等の側面支援を実施する。</p>	<p>— — 厚生労働省</p>
<p>開発途上国における感染症危機時に緊急に開発が必要となった医薬品について、官民が連携し、臨床研究の支援策・供給体制等を迅速に検討の上、その実施を図る。そのために、平時から海外の感染症関連情報を収集するとともに、予期される感染症に対する医薬品の開発等に係る必要な支援を実施する。【内閣官房、外務省、厚生労働省】</p>	<p>・グローバルヘルス戦略のフォローアップとりまとめ機関として、関係各省・各機関の取組を取りまとめるとともに、グローバルヘルス戦略推進協議会や関係省庁との連絡会議等を開催した。 ・CEPIに対する支出を通して、予期される感染症に対する医薬品の開発等に係る必要な支援を実施した。</p>	<p>・グローバルヘルス戦略のフォローアップとりまとめ機関として、関係各省・各機関の取組を取りまとめるとともに、グローバルヘルス戦略推進協議会や関係省庁との連絡会議等を開催した。 ・CEPIに対する支出を通して、予期される感染症に対する医薬品の開発等に係る必要な支援を実施した。</p>	<p>— — ・CEPI拠出金：8,507百万円</p>	<p>— — ・健康・医療戦略（第3期）等に基づき、引き続き、グローバルヘルス戦略フォローアップとりまとめ機関として、関係各省・各機関の取組を取りまとめるとともに、健康・医療グローバル協議会や関係省庁、NGOとの連絡会議等を開催。 ・CEPIに対する支出を通して、予期される感染症に対する医薬品の開発等に係る必要な支援を実施する。</p>	<p>— — 厚生労働省</p>
<p>各種感染症対策に係る我が国が有する予防・診断から治療までの一連の製品・技術等について、官民が連携して検討・調整を行いつつ、パッケージ化し、「日本版」の製品の国際展開を図る。【内閣官房、外務省、厚生労働省】</p>	<p>・グローバルヘルス戦略のフォローアップとりまとめ機関として、関係各省・各機関の取組を取りまとめるとともに、グローバルヘルス戦略推進協議会や関係省庁との連絡会議等を開催した。 ・GHITに対する拠出を通して、顧みられない熱帯病（NTDs）、結核、マラリア等の医薬品研究開発支援等に貢献した。</p>	<p>・グローバルヘルス戦略のフォローアップとりまとめ機関として、関係各省・各機関の取組を取りまとめるとともに、グローバルヘルス戦略推進協議会や関係省庁との連絡会議等を開催した。 ・アジア・アフリカ健康構想のもと、二国間合同委員会や、日本企業の取組を紹介するセミナーやマッチングイベント等を開催し、日本企業の国際展開の機運醸成を図った。 ・GHITに対する拠出を通して、NTDs、結核、マラリア等の医薬品研究開発支援等に貢献した。</p>	<p>— — ・GHIT拠出金：2,780百万円</p>	<p>— — ・健康・医療戦略（第3期）等に基づき、引き続き、グローバルヘルス戦略フォローアップとりまとめ機関として、関係各省・各機関の取組を取りまとめるとともに、健康・医療グローバル協議会や関係省庁、NGOとの連絡会議等を開催。 ・アジア・アフリカ健康構想のもと、各国政府、業界団体及び民間企業と連携し、国際展開支援を継続する。</p>	<p>— — 厚生労働省</p>
<p>感染症に係る国際機関の取組に対して国内の NGO 等が共同して国民や企業に対して広く行うクラウドファンディング等による援助や企業が発行するワクチン債等による支援について、その活性化を促進する。【内閣官房、外務省、厚生労働省】</p>	<p>—</p>	<p>・国際機関やNGO等の取組について、グローバルヘルス戦略フォローアップ意見交換会を定期開催した。 ・トリプル・アイの活動を通じて、国際保健分野における民間資金動員を促進するとともに、国際機関、NGO、民間企業、政府関連機関間の連携を強化した。</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>内閣官房</p>
<p>③ 技術支援等の推進</p>	<p>・GARDPに対する支出を通して、AMRに対する治療方法・治療薬の開発の支援を実施し、AMR対策の推進に寄与した。 ・アジア地域にJANIS海外展開版システム（ASIARS-Netシステム）の予備導入を行うための準備・検討を実施し、各国のWHONETまたはExcelのデータを変換しASIARS-Netシステムを活用してレポートを作成するための手順書を、各国と共有した。特にベトナムでは、軍事病院をコアとしてまず合計8病院のネットワークが構築され、その中でASIARS-Netシステムが活用され、フィードバックレポートの作成による病院間比較まで可能になった。アジア地域以外でも、ウクライナでASIARS-Netシステムが活用され、レポートを作成することが出来た。 ・GARDPに対する支出を通して、AMRに対する治療方法・治療薬の開発の支援を実施し、AMR対策の推進に寄与した。 ・JANIS海外展開版システム（ASIARS-Netシステム）の開発および改良の実施。 ・AMR ワンヘルス東京会議（Tokyo AMR One Health Conference）の開催。（2017（平成29） - 2024（令和6）年度 計7回）</p>	<p>・GARDP及びCARB-Xに対する支出を通して、AMRに対する治療方法・治療薬の開発の支援を実施し、AMR対策の推進に寄与した。 ・アジア地域にJANIS海外展開版システム（ASIARS-Netシステム）の予備導入を行うための準備・検討を実施し、各国のWHONETまたはExcelのデータを変換しASIARS-Netシステムを活用してレポートを作成するための手順書を、各国と共有した。特にベトナムでは、軍事病院をコアとしてまず合計8病院のネットワークが構築され、その中でASIARS-Netシステムが活用され、フィードバックレポートの作成による病院間比較まで可能になった。アジア地域以外でも、ウクライナでASIARS-Netシステムが活用され、レポートを作成することが出来た。 ・三輪車プロジェクト関連では、今後この手法の導入を検討しているバングラデシュに対してプロトコルの説明を行うと共に今後の進め方を協議した。 ・日本とWPRO/SEAROの共催でTokyo AMR One Health Conferenceを開催し、AMRに関するアジア太平洋ワンヘルス・イニシアチブ（ASPIRE）のもとで、議論を行った。また、WPROが主催したマレーシアにおけるAMRアウトブレイク対応力強化に関するワークショップに現地参加し技術的支援を行った。 ・台湾からAMR専門家を招き、国立感染症研究所、国立国際医療研究センター、厚生労働省の担当者を迎えた意見交換を行った。 ・SATREPSにおいてモンゴルにゲノム解析システムとそれに基づく網羅的結核菌薬剤耐性推定システムを導入している。また日本医学のフレームワークを通じてフィリピンに薬剤耐性結核検査の改善を行った。 ・簡易結核感染診断について、モンゴル国立感染症研究センターと共同で調査研究を実施した。</p>	<p>・GARDP拠出金：249百万円 ・CARB-X拠出金：139百万円 ・薬剤耐性菌発生動向調査事業 113百万円の内数 ・ワンヘルス・アプローチに関する国際会議費 26百万円</p>	<p>・GARDP及びCARB-Xに対する拠出を通して、AMRに対する治療方法・治療薬の開発の支援を実施し、AMR対策の推進に寄与した。 ・JHISにおいて、引き続き、ベトナムでJANIS海外版（ASIARS-Net）システムの導入を進める。その過程で、ASIARS-Netのwebセミナーを開催し、その内容を今後再利用できるようにする。またWPROならびにアジア各国と連携し、耐性菌情報を収集する体制基盤を整える。 ・JHISにおいて、AMR に関するアジア太平洋ワンヘルス・イニシアチブ（ASPIRE）のワーキンググループで、アジア太平洋諸国が直面している課題に対して、引き続き議論や技術支援を実施する。また、引き続き、WPRO主催の域内諸国におけるAMRアウトブレイク対応力強化に関するワークショップへの技術的支援を行う。 ・結核研究所において、モンゴル及びフィリピンでの活動を継続する。 ・結核研究所において、新規抗酸菌薬剤の開発を行う（東北大学・オーストラリアCharles Sturt Universityとの共同研究）</p>	<p>— — 厚生労働省</p>
<p>我が国で開発された感染症治療薬等の円滑な供給を目指し、グローバルヘルス戦略等に基づき、日米欧の規制当局が参加する医薬品規制調和国際会議（ICH）で医薬品の規制調和のためのガイドラインを、技術的進捗に応じ、策定や改訂を行うとともに、PMDA40アジア医薬品・医療機器トレーニングセンターにおける研修・セミナーの開催等を通して、諸外国への普及を図る。【厚生労働省】</p>	<p>・厚生労働省・PMDAはICHの創設国当局として、すべてのICHガイドラインの作業部会に専門家を派遣し、国際的なガイドライン策定に貢献してきた。これまで70以上のガイドラインが策定されている。アジア医薬品・医療機器トレーニングセンターにおいて100回を超えるセミナーを開催してきた。</p>	<p>・4つのICHガイドラインが最終化に至った。 ・分野別セミナーを6回、個別セミナーを6回開催した。</p>	<p>・アジア医薬品・医療機器トレーニングセンター事業：231(百万円)の内数</p>	<p>・引き続き、ICHの創設国当局として、すべてのICHガイドラインの作業部会に専門家を派遣し、ガイドライン策定に貢献する。 ・アジア規制当局者に対する薬事規制制度に関するセミナー・研修を積極的に実施する。</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>PMDA アジア医薬品・医療機器トレーニングセンターにおいて、アジア規制当局のニーズ等に応じた研修・セミナーの開催や、PMDA ウェブサイトにおける英語での情報発信を通じ、我が国の知見及び我が国で開発された感染症治療薬の副作用安全性情報を積極的に情報提供し、アジア各国における感染症治療薬の適正な使用を支援する。【厚生労働省】</p>	<p>・アジア医薬品・医療機器トレーニングセンターにおいて、アジア規制当局担当者に対する薬事規制制度に関するセミナー・研修を積極的に実施してきた。 ・PMDAウェブサイトでは、添付文書の使用上の注意の改訂指示通知等の安全性情報について、英語で情報発信してきた。</p>	<p>・2016（平成28）年度～2024（令和6）年度に合計で120回のセミナーを開始し、のべ76の国/地域及びWHOからのべ3,559人（うちアジア諸国から3,067人）の規制当局担当者が参加した。 ・2024（令和6）年度は、感染症治療薬に関し78件の使用上の注意の改訂指示通知を发出し、また、医薬品・医療機器等安全性情報に記事を2件掲載し、いずれも英語で情報発信を行った。</p>	<p>・アジア医薬品・医療機器トレーニングセンター事業：231(百万円)の内数</p>	<p>・取組を更に進めるため、タイ・バンコクに開設したPMDAアジア事務所を活用し、現地ニーズの直接把握を適した現地セミナー・トレーニング内容の充実を図る。 ・引き続き、使用上の注意の改訂指示通知等について、PMDAウェブサイトにて英語で情報発信を行う。</p>	<p>厚生労働省</p>

<p>② 国際緊急援助隊・感染症対策チームの活動支援</p> <p>国際緊急援助隊・感染症対策チームの派遣体制の整備に向けて、JICAによる導入研修等において、感染症のケーススタディ等を実施するとともに、チームが派遣される際の携行資機材の導入、保管、維持・管理、見直しを継続的に行う。</p> <p>また、同チームの適切な安全な活動を確保するため、WHOの持つ専門性やネットワークを十分活用し、最新の感染症に関する情報収集・共有・意見交換を行う。【外務省】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国際緊急援助隊・感染症対策チーム設立（2015（平成27）年10月）以降、JICA国際緊急援助隊事務局において、計6回の導入研修を実施してきた。 チーム派遣に備え、チームで使用するPPEの仕様と着脱方法の標準化、携行する検査機器と管理維持、保管方法について検討を行った。 検査機器については、つづき民主共和国への複数回の派遣を踏まえ、チームとして特定の機材を持たず、被災国が事案に対して実施する検査方法を確認の上、必要な機器や検査消耗品を携行することとしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 導入研修は、研修実施に望ましい人数に新規登録者数が満たなかったため、開催を見送った。 WHO EMTイニシアチブによるMinimum Standards and Recommendations for Medical Teams Responding to Highly Infectious Disease Outbreaksの作成に登録隊員が貢献した。 	<ul style="list-style-type: none"> 実派遣機会が少ない中、チーム既登録者を対象として、派遣された際求められるスキルの向上及びモチベーションを維持するため、登録者に対する研修を対面を実施する予定。 Global Health Emergency CorpsのRapid Response CapacitiesにかかるTWGに登録隊員が参加する。 	外務省			
<p>国際緊急援助隊・感染症対策チームが国際緊急援助活動を行うにあたり、民間アセットでは対応が困難であり、他の代替手段によることができない場合は、外務省と防衛省が協議し、当該活動を支援するため、厚生労働省、外務省等関係省庁と連携して、必要な人員又は資機材その他の物資の海外の地域への自衛隊による輸送を実施する。【内閣官房、外務省、厚生労働省、防衛省】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国際緊急援助隊・感染症対策チームが実施した国際緊急援助活動に対する自衛隊による輸送実績はない。 厚生労働省とは月例会を開催し、外務省とは適宜情報交換を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 国際緊急援助隊・感染症対策チームの派遣を検討する事案が生じた際には、自衛隊による必要な人員、資機材、その他の物資等の輸送を視野に入れて検討した。 外務省との情報交換を適宜実施した。 防衛省・自衛隊としては、外務省との協議に基づき、速やかに部隊を派遣できるよう、陸・海・空各自衛隊の所要の部隊、アセット等を指定して待機の態勢をとった。 	<ul style="list-style-type: none"> 国際緊急援助隊・感染症対策チームの派遣を検討する事案が生じた際には、自衛隊による必要な人員、資機材、その他の物資等の輸送を視野に入れて検討をする。 厚生労働省および外務省との情報交換を一層密にして、グローバルヘルス分野における変わりつつある人材需要に対応していく。 防衛省・自衛隊としては、外務省との協議に基づき、速やかに部隊を派遣できるよう、陸・海・空各自衛隊の所要の部隊、アセット等を指定して待機の態勢をとる。 	外務省 厚生労働省 防衛省			
<p>国際緊急援助隊・感染症対策チームへの参加隊員が活動中に感染症に罹患した場合に、同人の健康被害を最小化し、その生命の安全を確保するために、我が国を含む安全な場所への搬送等のサービスを提供する民間企業との間で契約の締結を継続する。【外務省】</p> <p>（3）WHO等国際機関との連携</p> <p>感染症危機の発生時に迅速な対応を行えるよう、WHOを通じた情報収集・共有等を行うほか、WHOにおける感染症対策事業への支援の推進を通じて、GOARN等への枠組みへの適時適切な人材の派遣が行えるようWHOとの連携を図る。【厚生労働省】</p> <p>（4）自衛隊における感染症対応能力向上のための体制の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2016（平成28）年9月より、民間の保険会社と契約をし、国際緊急援助隊・感染症対策チームへの参加隊員が活動中に感染症に罹患した場合に、我が国を含む安全な場所への搬送を可能としている。 WHO拠出金を通じて、感染症対策事業を支援してきた。 	<ul style="list-style-type: none"> 派遣される隊員の安全確保を行うため、民間の保険会社との契約を継続中（現契約は2026（令和8）年3月まで）。 WHO拠出金を通じて、感染症対策事業を支援した。 	<ul style="list-style-type: none"> WHO拠出金2,730百万円の内数 引き続き、WHOにおける感染症対策事業に協力していく。 	外務省 厚生労働省			
<p>防衛医科大学校において、国家の緊急事態にも対応し得る感染症対応の専門的知見を有する優れた自衛隊医官・看護官を養成するため、感染症診療体制の強化を通じて多様な症例を確保し、教育研修の充実を図るほか、高度な感染症防護研究や国内外で感染症事案が発生した際の自隊防護、診断、治療等の主導的役割を担う医官の養成及び自衛隊との連携強化を図る事業の推進を検討する。【防衛省】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 訓練を実施した。 防衛医科大学校病院において、新型インフルエンザ、一類感染症などに機動的に対応できるよう対処した訓練を実施した。 防衛医科大学校病院では各種感染症の診療を行っており、特に新型コロナウイルス感染症においては、発生初期には適切な感染防護を行いながら診療の中核を担った。更に得られた知見については各自衛隊病院等との会議で共有するほか、国内外に対し研究報告を行った。 感染症に係る症例の確保、研究の推進のため、診療及び研究体制の強化を実施した。 自衛隊の任務遂行における感染症予防などの研究を開始した。 	<ul style="list-style-type: none"> 医学科では、第2学年79名の学生に対し、年間118時間の教育を、第3学年86名の学生に対し年間70時間の教育を、第4学年75名の学生に対し年間24時間の教育を実施した。また、看護学科では第2学年110名の学生に対し、年間15時間の教育を実施した。 医学研究科学生及び専門研修医に対し、それぞれ初期教育時に「感染症疫学」の教育を実施した。 老朽化が著しかった核酸自動抽出遺伝子解析装置及び動物飼育・無菌操作装置一式を更新し、感染症に係る教育、研究基盤の維持に努めた。 新型インフルエンザや一類感染症に対応すべく、第一種感染症指定病床運用に関するマニュアルの全面的改訂を行った。さらに全面改訂したマニュアルに基づき、医師、看護師、検査技師、事務職も交えた全体訓練を実施した。訓練には行政（管轄保健所・狹山保健所 および県庁等：埼玉県庁 埼玉県衛生研究所）、他院（自衛隊中央病院、西埼玉中央病院、埼玉石心会病院、所沢美原総合病院、埼玉医大国際医療センター）も参加し、受け入れに関する意見交換を行った。また、対応にあたる職員に対しては、感染防護具着脱の訓練を別途定期的に行い、技術向上に務めた。 必要な研究器材を購入し、感染症に係る研究を継続して実施するとともに、新たに自衛官の感染抵抗能力向上に係る研究を開始した。また、感染症に関する専門的知見における各種支援を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 教育研究支援器材整備費 18百万円 特別病院診療機器 3百万円 防衛医学研究センター用備品費 53百万円 防衛医学研究センター用備品費 19百万円 	<ul style="list-style-type: none"> 感染症対応の専門的知見を有する優れた医官・看護官を養成するため、学生等への感染症に係る講義・実習を実施する。特に医学科では、第2学年～第4学年の学生に対して教育を実施し、看護学科では第2学年学生に対して教育を実施する。 次世代シミュレーション定期点検保守を行い、同器材の安定運用を図り、感染症学に係る教育、研究基盤の維持に努める。 2024（令和6）年度に実施した訓練の際の課題を踏まえ、感染症発生事案に迅速に対処するため、運用マニュアルの改訂を実施するほか、新型インフルエンザ、一類感染症受入訓練等の各種訓練を実施する。 診療体制の強化、研究の推進を図るため、必要な医療器材及び研究器材の導入を進める。 感染症に係る研究を継続して実施するほか、新たに生物剤などの曝露に対する生体反応を再現するト組織オルガノイド開発の研究などを開始する。また、感染症に関する専門的知見における各種支援を継続する。 	<ul style="list-style-type: none"> 特殊器材保守等点検経費 2百万円（見積価格） 特別病院診療機器 45百万円（見積価格） 2024（令和6）年度に実施した訓練の際の課題を踏まえ、感染症発生事案に迅速に対処するため、運用マニュアルの改訂を実施するほか、新型インフルエンザ、一類感染症受入訓練等の各種訓練を実施する。 診療体制の強化、研究の推進を図るため、必要な医療器材及び研究器材の導入を進める。 防衛医学研究センター用備品費 11百万円（見積価格） 防衛医学基盤研究B 8百万円（見積価格） 	防衛省	
<p>（5）在外邦人の安全確保</p> <p>外務省において、海外で発生している感染症に関し、当該感染症の発生状況に応じて海外安全ホームページで感染症危険情報・広域情報・スポット情報を発出し、在外邦人への適時適切な情報提供・注意喚起を行うほか、専門医による在外邦人向け健康安全講話を実施する。【外務省】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 海外安全ホームページで感染症危険情報、スポット・広域情報を発出し、在外邦人への情報提供・注意喚起を行った。また、感染症の流行国・地域に専門医を派遣して健康安全講話を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 感染症の発生状況に応じてスポット・広域情報を発出・継続する等、在外邦人への適時適切な情報提供・注意喚起を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在の取組を継続する。 	外務省			
<p>在外公館において、管轄域内で発生している感染症に関し、当局及び関係機関等から情報収集を行い、速やかに本省に報告するとともに、ホームページや領事メール等を通じて在外邦人への適時適切な情報提供・注意喚起を行う。【外務省】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 現地当局及び関係機関等から管轄地域で発生している感染症等に関する情報収集を行い、本省へ報告するとともに各館ホームページの掲載、領事メール発信等により、在外邦人への適時適切な情報提供・注意喚起を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 在外公館において、管轄地域で発生している感染症に関する情報収集を行い、速やかに本省報告を行うとともに、在外邦人に対して領事メールを発出し、適時適切な情報提供・注意喚起を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在の取組を継続する。 	外務省			
<p>在外邦人が万一感染した場合に、現地での治療、第三国又は我が国の緊急搬送等の対応に関し、医師の判断や本人・家族の要望等を総合的に勘案して在外邦人が最善の治療を受けられるように、関係省庁の協力の下、在外公館における支援体制を整備する。【内閣官房、外務省、厚生労働省】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 在外公館から報告を受けた感染症関連情報について厚生労働省をはじめとする関係省庁と共有した。 	<ul style="list-style-type: none"> 在外公館から公電により報告された感染症にかかる情報を厚生労働省等の関係機関に速やかに共有した。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在の取組を継続する。 	外務省			
<p>在外邦人が万一感染した場合において、医師の判断や本人・家族の要望等を総合的に勘案した結果、第三国又は我が国への緊急搬送を行うことが最善と判断された場合、民間の関連企業や他国の迅速な協力・支援が得られるように、在外公館を通じて平時より、感染症に対応可能な民間航空会社・危機管理会社や各国の感染症対応に関する情報収集を行い、協力関係の構築に努める。</p> <p>また、チャーター機や他の代替手段がない場合の自衛隊輸送機活用の検討を含め、あらゆる手段を講じて在外邦人の安全を確保するため、関係省庁の連携及び対応手順等の整備を含めた対策を強化する。【内閣官房、外務省、厚生労働省、防衛省】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 在外邦人が感染症に罹患した場合の対応について、関係省庁と意見交換を実施・検討した。 在外公館における支援体制の強化を目的として、緊急事態発生時等（在外邦人の感染症罹患や緊急搬送を含む）に現地に派遣されるERT（海外緊急展開チーム）要員の指名や能力向上のための研修を行った他、ERT派遣用の備品・消耗品の調達を行った。 在外邦人が感染症に罹患した場合の対応について、関係省庁と意見交換を実施・検討した。 	<ul style="list-style-type: none"> 在外邦人が感染症に罹患した場合の対応について、関係省庁と意見交換を実施・検討した。 在外公館における支援体制の強化を目的として緊急事態発生時等に現地に派遣されるERT要員の能力向上を図った。 在外邦人が感染症に罹患した場合の対応について、関係省庁と意見交換を実施・検討した。 	<ul style="list-style-type: none"> 在外邦人が感染症に罹患した場合の対応について、引き続き関係省庁と意見交換等を実施し、支援体制の整備を図る。 現在の取組を継続し、友好国のアセット及びチャーター機の利用について、引き続き関係者との連携に努めていく。 今後も我が国としての体制構築に貢献すべく、各国との連携に努めている。 継続的に最新の医学的動向や輸送手段等に関する情報収集を行い、適宜対策を強化する。 引き続き、邦人輸送の際に用いる医療機器の適正管理を行う。 防衛省・自衛隊としては、外務省からの依頼に基づき、速やかに部隊を派遣できるよう、陸・海・空各自衛隊の所要の部隊、アセット等を指定して待機の態勢をとる。 	<ul style="list-style-type: none"> 国際保健規則に基づく国家連絡窓口機能の強化経費等：38百万円 邦人感染者の国外緊急搬送関連経費 873千円（前年度同経費873千円） 邦人感染者の国外緊急搬送関連経費 873千円 	<ul style="list-style-type: none"> 国際保健規則に基づく国家連絡窓口機能の強化経費 34百万円 邦人感染者の国外緊急搬送関連経費 873千円 	厚生労働省	
<p>3. 感染症に関する検査、情報収集・分析、研究等の推進</p>	<p>施策・取組（総合版）</p>	<p>2023（令和5）年度以前の主な実績</p>	<p>2024（令和6）年度の取組</p>	<p>2024（令和6）年度の予算執行状況</p>	<p>2025（令和7）年度以降の目標</p>	<p>2025（令和7）年度の執行予定</p>	<p>担当府省庁</p>
<p>（1）感染症に対する検査体制等の強化</p> <p>我が国においても、2023（令和5）年のG7サミットや2025（令和7）年の大阪・関西万博開催等を控え、一類感染症の発生（輸入例、バイオテロ等）のリスクが以前より増加することから、健康危機管理対応の観点より、診断・治療に係る業務において、より実践的な運用を可能とするBSL4施設の対応機能と基盤の維持に向け必要な取組を実施する。【厚生労働省】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 2019（令和元）年度に海外の研究機関より国立感染症研究所BSL4施設に分与を受けたEボフウイルス等の感染性病原体を用いた検出・診断系の整備を実施し、遺伝子検出及び抗体検査法、さらに新規抗原検出法の開発作業、WHOの国際的な検査精度評価への協力を継続した。BSL4における治療体制の連携体制に構築に係る業務も開始し、一類感染症への迅速対応機能の維持・強化に努めた。 日常点検と年1回1カ月余りを実施する設備総合点検を行い、BSL4施設機能が適正に維持できていることを確認している。 	<ul style="list-style-type: none"> 一類感染症（ウイルス性出血熱）に対する治療体制の確立の一環として、動物モデルを用いた非前臨床評価系の確立に係る業務を引き続き行った。 総合点検は以下の期間で実施した。A実験室系統：2024（令和6）年12月18日～2025（令和7）年1月24日、B1実験室系統：2024（令和6）年12月18日～2025（令和7）年2月4日、B2・実験室系統：2025（令和7）年2月10日～2025（令和7）年3月25日。ホルマリン燻蒸による消毒後、グローボックスライン他の分解点検、機能試験、部品交換等を行ってBSL4施設実験室が正常に稼働することを確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> 一類病原体等の取扱いに伴う高度安全試験検査施設の管理強化及び人材育成 131百万円の内数 	<ul style="list-style-type: none"> JHISにおける新興感染症及び一類感染症への感染症危機対応機能の強化を目標として、診断・治療等に係る業務において、より実践的な運用を可能とするBSL4施設の対応機能と基盤の維持に向け必要な取組を継続する。 これまで同様に日常点検と年1回の実験室等の設備総合点検を行い、BSL4施設機能が適正に維持できていることを確認する。また、点検結果に基づき必要に応じて修理・改修を行う。 	厚生労働省		
<p>地方衛生研究所等については、国内において新興・再興感染症が発生した場合等に備え、自治体における平時のうちの体制整備を推進するとともに、国立感染症研究所との連携強化を図ることにより検査体制の充実を図る。【厚生労働省】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地方衛生研究所等については、2022（令和4）年に成立した感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）により地域保健法が改正され、保健所設置自治体が専門的な調査研究・試験検査等を行うために必要な体制を整備すること等が規定された。当該規定に基づき、2023（令和5）年3月に「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」が改正され、保健所設置自治体が、地域において専門的な調査研究・試験検査等の業務を行うために必要な地方衛生研究所等の設置や人材の確保・育成等の体制の整備等、必要な措置を講じたものとするが新たに規定された。 また、2023（令和5）年に成立した国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第47号）により、地域保健法が改正され、上記の専門的な調査研究・試験検査等の業務を行う機関を「地方衛生研究所等」と定義し、地方衛生研究所等に對し、国立健康危機管理研究機構（以下「IHHS」という。）が行う情報収集業務への協力義務や、その職員にIHHSが行う研修等を受けさせること努力義務を規定したところである（令和7年4月施行）。 	<ul style="list-style-type: none"> 人員増に係る地方財政措置や実践的な訓練への財政支援に継続して取り組むことに加え、2024（令和6）年度からは、地方衛生研究所等が、今後の新興・再興感染症発生時、広域的な感染症のまん延の防、民間検査体制が十分に整うまでの間の必要な検査を実施するとともに、地域の変異株の状況の分析等のサーベランス機能を発揮することができるよう、感染症検査室の新設・改修に係る財政支援を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域健康危機管理対策事業費（地方衛生研究所等の機能強化等） 146百万円 保健衛生施設等施設整備費補助金 3,869百万円の内数 	<ul style="list-style-type: none"> 地域健康危機管理対策事業費（地方衛生研究所等の機能強化等） 146百万円 保健衛生施設等施設整備費補助金 3,969百万円の内数 従前の取組について、引き続き実施する。 	厚生労働省		
<p>国内で感染症が確認され、感染が急速に拡大した場合に検査能力・体制を拡大し、検査需要にも即応できるよう、検査試薬や検査実施機関の確保などに関する仕組みづくりを進める。【厚生労働省】</p>	<ul style="list-style-type: none"> 有事における検査実施数及び検査陽性割合をモニタリングする仕組みを検討するため、協力民間検査機関からの情報を収集していた。 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県等に対し、基本指針に即して、感染症の予防のための施策の実施に関する計画（予防計画）作成の為に手引きを公表し、都道府県等における検査実施可能数（検査のキャパシティ）（目標値）を含む計画を検討するよう依頼。 都道府県等は、9月末を目標に、検査実施可能数（検査のキャパシティ）（目標値）に必要な検査等措置協定機関との締結を進めた。（協定締結結果：2024（令和6）年9月末時点） 検査等措置協定締結機関等による1日当たりの検査実施可能件数（件/日） ①流行初期 目標 約10万件/日 実績 約29万件/日 ②流行初期以降 目標 約46万件/日 実績 約49万件/日 	<ul style="list-style-type: none"> グム情報を含む新型 コロナウイルス 感染症の検査データの収集解析と診療情報との連結のあり方に資する調査研究：5百万円 	<ul style="list-style-type: none"> 国は、都道府県等が示す検査実施可能数（検査のキャパシティ）（目標値）及び検査等措置協定機関との締結状況等に基づき、国内の検査体制状況を把握する。 検査実施可能数（検査のキャパシティ）（目標値）等を集約するためのシステム構築を目指した調査研究事業を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> BRIDGE280百万円の内数 	厚生労働省	

(2) 感染症に関する情報収集・分析・研究体制の強化						
① 海外情報収集・分析能力等の強化						
国立健康危機管理研究機構において、国内外の多施設共同試験等のネットワーク構築を推進するなど、予防・医療に係る国際協力に資する調査・研究を行うとともに、国内外で活躍できる人材の養成や資質の向上を図る。【厚生労働省】	・国立健康危機管理研究機構（IHHS）創設に向け、国立健康危機管理研究機構準備委員会等で、組織体系の議論を行った。	・国立健康危機管理研究機構の創設に向けた準備を進めた。			2025（令和7）年4月に国立健康危機管理研究機構（IHHS）を設立し、IHHSにおいて、・ARO機能を強化し、医師主導治験・多施設共同臨床研究・特定臨床研究・企業治験の実施体制を整備するため、国内の感染症臨床研究ネットワーク（iCROWN）を拡充し、臨床研究の基盤を確立する。 ・国内外の研究機関や大学等と協力して、新興国・途上国における保健人材等、保健システムに関する研究や日本の医療技術・医療製品の国際展開における課題についての調査研究等を推進する。 ・感染症有事に対応できるデータ解析や公衆衛生対応を行う人材育成を行う。 等、取組を進める。	厚生労働省
国立感染症研究所の情報収集・分析・評価機能を強化するため、WHO等の国際機関、米国CDCや他国公衆衛生機関、国内外のメディア等からの必要な情報を一元的に集約・管理するとともに、その評価が可能な人材の育成並びに各種情報サービス等も活用してこれらの情報を迅速かつ的確に分析・評価する体制を整備する。【外務省、厚生労働省】	・国立感染症研究所感染症危機管理研究センターにおいては、第二室が中心となり、感染症リスク情報の迅速な分析及び国際機関や海外政府を含む国内外の関係機関との情報共有などの必要な対応を行ってきた。さらに、第三室が中心となって、メディア情報の収集・分析を行い、コミュニケーションの強化も含めた必要な対応を行ってきた。 ・国立感染症研究所では実地疫学研究センターにおいて、従来より国内外のオープンソース並びに自治体等とのコミュニケーションを含めた感染症リスクの検出につながる情報収集を行ってきた。	・2024（令和6）年度については、前年度からの継続事業となる麻しんの広域発生に関する感染症危機管理対応について、EOCを稼働させ、メディア情報を含む感染症情報の共有、迅速な分析及び関係機関との情報共有などの必要な対応を行った。また、平時においても感染症危機管理研究センター第二室及び第三室を中心に、メディア情報を含む感染症リスク情報の迅速な分析及び国際機関や海外政府を含む国内外の関係機関との情報共有など必要な対応を行った。 ・実地疫学研究センターにおいては、FETPとの平時の関係性をベースに、自治体との共同においてはさらに連携を強化して、G7が主導する国際的な情報収集の取り組みにおいても一定の役割を担ってきた。			・今後もEOCにおいて大規模イベント及び健康危機発生時における感染症に係る情報集約・分析・情報提供等を継続的に実施。 ・IHHSの一員である応用疫学研究センターとしてのインテリジェンス活動を強化し、特に情報のスークホルダーの還元については関係部・センターと共同して戦略的に実施していく。	厚生労働省
海外において発生した感染症が計画し、在外公館の医師官の感染症に係る専門的知識の習得を目的に国立感染症研究所主催の研修（FETP-初期導入研修）にオンライン形式を含め参加し、発生国内の公衆衛生等に関する情報収集を強化する。【外務省、厚生労働省】	・国立感染症研究所主催の研修（FETP-初期導入研修）に、過去には毎年数名ずつ参加しており、最近では2019（令和元）年1名、2023（令和5）年1名が研修を受けている。	・FETP-初期導入研修に1名が参加、また新規に国際感染症リスク評価研修（厚生労働省主催）に2名が参加し、医師官の感染症に係る知識習得に努めた。			・昨年に引き続き、感染症発生時の対応に必要な知識習得のため、さらに多くの在外公館に勤務する医師官に対して関係省庁とも連携しつつ各種研修会への参加機会を増やし、基礎的な知識と技術の習得に努め、効果的かつ効率的な情報収集を可能にする。また、領事局と省内関係機関が連携し、在外公館に勤務する医師官等が収集した情報が関係各所へ早く報告出来るよう、効率化を考える。	外務省
② BSL4施設を始めとした研究体制の強化						
	・「長崎大学の高度安全実験施設（BSL4施設）整備に係る国の関与について」を2016（平成28）年11月17日に国際的に骨成となる感染症対策関係閣僚会議にて決定し、必要な支援等を実施した。	・「長崎大学の高度安全実験施設（BSL4施設）整備に係る国の関与について」に基づき、必要な支援等を実施した。			・長崎大学のBSL4施設竣工を踏まえ、「長崎大学の高度安全実験施設（BSL4施設）整備に係る国の関与について」の改定を検討する。 ・引き続き、内閣官房、文部科学省、厚生労働省で必要な支援等を実施する。	内閣官房
国内の大学等の研究機関における感染症に係る基礎研究能力の向上及び動物由来感染症も含め危険性の高い病原体等の取扱いに精通した人材の育成・確保を図るため、病原体解析、動物実験、治療法・ワクチン開発等の研究開発が可能な最新の設備を備え、安全性の確保に最大限配慮したBSL4施設の設置を長崎大学が計画しその建物の建設が完了したところである。 安全・安定的な管理運営に向け必要な支援を行う。 また、BSL4施設を中核とした感染症研究拠点の形成について必要な支援を行うなど、国際的に骨成をもたらす新興・再興感染症に迅速に対応できる我が国における感染症研究機能の強化を図る。【内閣官房、文部科学省、厚生労働省】	・「長崎大学高度安全実験施設に係る監理委員会」（事務局：文部科学省）を開催し、長崎大学が実施する安全性確保と住民の理解に向けた取組を第三者の立場から確認を行うとともに、「感染症研究拠点の形成に関する検討委員会」（事務局：内閣官房）等に参加し、計画の進捗状況や安全確保方策に関する検討状況等を把握するとともに、その他関係事項について大学側と協議を行うなど、関係省庁間で必要な調整を行った。 ・国内におけるBSL4施設を中核とした感染症研究拠点の形成についての必要な支援を行うために、長崎大学高度感染症研究センターとの人材交流・情報共有を行い、内閣感染症危機管理統括庁との情報共有等を実施した。 ・BSL4施設管理運営に関わる研究員の交流・意見交換、長崎大学への研究員派遣を行っている。 ・新興ウイルス感染症対策として、COVID-19およびSARS、MERS対策、エムボックス、Bウイルス感染症、狂犬病、ウイルス性出血熱、マニメジウム症熱性疾患、その他の新興・再興脳炎ウイルス感染症、野兔病、炭疽、ブルセラに対する診断系開発やマニュアル作成、地衛研への情報試薬の共有等を行い、国際的骨成となる感染症の流入・蔓延防止を目的とした迅速な診断法と診断体制の確立を着実に進めている。また、網羅的病原体検出システムの開発やABSL3、4施設の使用及び管理に係るSOPの標準化に関する研究についても実施しており、公衆衛生的なリスクの高い病原体による感染症の実験室診断が安全かつ迅速に実施可能な体制の整備が着実に進んでいる。	・「長崎大学高度安全実験施設に係る監理委員会」（事務局：文部科学省、第13回：2025（令和7）年2月開催）を1回、開催し、長崎大学が実施する安全性確保と住民の理解に向けた取組を第三者の立場から確認を行うとともに、「感染症研究拠点の形成に関する検討委員会」（事務局：内閣官房、第9回：2025（令和7）年3月）等に参加し、計画の進捗状況や安全確保方策に関する検討状況等を把握するとともに、その他関係事項について大学側と協議を行うなど、関係省庁間で必要な調整を行った。 ・国立感染症研究所は、不明感染症例の病理検査・遺伝子検査を実施し、感染症の診断を引き続き実施した。Bウイルス感染症の国内発生を受けて将来の発生リスク評価等を行うための新規検査技術に確立と体制整備を継続した。エムボックス新規グレードの出現に対応して、検査マニュアルの更新及び検査キットの配布等、エムボックス検査体制の国内整備に大きく貢献した。また、エムボックスに対して検査及びウイルスの分離も引き続き積極的に行った。その他、SFTS及び節足動物媒介性感染症を含む他の動物由来感染症の検査法の整備と検査を引き続き担当した。 ・「長崎大学高度安全実験施設に係る監理委員会」（事務局：文部科学省、第13回：2025（令和7）年2月開催）を1回、開催し、長崎大学が実施する安全性確保と住民の理解に向けた取組を第三者の立場から確認を行うとともに、「感染症研究拠点の形成に関する検討委員会」（事務局：内閣官房、第9回：2025（令和7）年3月）等に参加し、計画の進捗状況や安全確保方策に関する検討状況等を把握するとともに、その他関係事項について大学側と協議を行うなど、関係省庁間で必要な調整を行った。			・必要に応じて、「長崎大学高度安全実験施設に係る監理委員会」（事務局：文部科学省）を開催し、長崎大学が実施する安全性確保と住民の理解に向けた取組を第三者の立場から確認を行うとともに、「感染症研究拠点の形成に関する検討委員会」（事務局：内閣官房）等に参加し、計画の進捗状況や安全確保方策に関する検討状況等を把握するとともに、その他関係事項について大学側と協議を行うなど、関係省庁間で必要な調整を行う。	文部科学省
我が国におけるBSL4施設については、国立感染症研究所において稼働しているとともに、長崎大学に整備しているところである。両機関の役割分担に関しては、国立感染症研究所は、有事におけるファーストレスポンスとしての役割と機能、特に迅速で精度の高い検査機能及び治療体制の確立を担い、一方、長崎大学は、将来、我が国の特定一種病原体の学術的研究に関して中核を担うことが期待されている。 さらに、国立感染症研究所が長崎大学におけるBSL4施設の管理・運営の基盤構築に積極的に協力するとともに、両機関の連携を推進していく。【文部科学省、厚生労働省】	・エボラウイルス等の感染性病原体を用いた検出・診断系の整備が完了した。BSL4における治療体制の連携体制に構築に係る業務も開始したことから、研究者の訓練の充実も図られ、一類感染症への迅速対応機能の維持・強化に努めた。さらに長崎大学におけるBSL4施設の管理・運営の基盤構築を行うために、情報共有、人材交流との連携に関わる業務を実施した。 ・BSL4施設管理運営に関わる研究員の交流・意見交換、長崎大学への研究員派遣を行っている。	・国立感染症研究所は、引き続き一類感染症への迅速対応機能の維持・強化に努めた。また、長崎大学におけるBSL4施設管理・運営の基盤構築に資する情報共有と人材交流を継続して実施した。 ・国立感染症研究所と長崎大学は、長崎大学スーラボで実験室の気密性能検証、スーツ着用者の緊急撤出訓練、二酸化塩素ガスによる実験室の除染検証などを共同で行った。また、長崎大学に対して人材育成に資する動画教材の提供と2025（令和7）年2月10日にリスクマネジメントに関する講演を行った。			・国立健康危機管理研究機構（IHHS）は、一種病原体等による有事におけるファーストレスポンスとしての役割と機能、迅速で精度の高い検査機能及び治療に貢献する機能の維持・強化を継続する。 ・国立健康危機管理研究機構（IHHS）は、長崎大学高度感染症研究センターとの人材交流・情報共有を行い、内閣感染症危機管理統括庁との情報共有を継続する。 ・国立健康危機管理研究機構（IHHS）は、長崎大学への研究員派遣をはじめとする人事交流を継続し、感染症の有事なBSL4施設管理運営に関わるノウハウを長崎大学と共有する。また、日本で初めての本格的なスーラボである長崎大学BSL4施設の管理・運営について協力して取り組み、確立されたノウハウを感染研へ導入する。	厚生労働省
バイオセーフティ/バイオセキュリティの維持強化に関して、現在も、病原体管理の電子化等を含めて、積極的に進められており、バイオセーフティ/バイオセキュリティの統合的なシステムの構築等の検討を行う。【厚生労働省】	・BSL4施設・設備の維持管理に関して国際的な議論の場に参加した。 ・国内唯一のBSL4施設としてバイオセーフティ/バイオセキュリティ両面から施設の維持・管理を行っている。 ・庁舎全体の監視カメラの増設等、及びBSL4施設の入退管理システムへの生体認証の導入等によるセキュリティの強化を行った。 ・一種病原体の保管管理について紙台帳より行っていたものを電子管理するための検討を行ってきた。 ・2023（令和5）年11月より実験により生じた新たな一種病原体試料について、電子管理（二次元バーコード、iタグ）を開始した。	・BSL4施設・設備の維持管理に関して国際的な議論の場に参加した。 ・引き続き施設・設備の定期点検を実施するとともに予防保全的な施設・設備の更新を実施する。また、電子化した病原体管理システムを運用しつつ、更なる改善のための事項の洗い出しを進める。一種病原体の電子管理の実績に基づき、その他の病原体管理への運用拡大を検討した。さらに病原体管理の電子化の普及に合わせて、年一回手入力により集計していた所の病原体保有データを逐次更新されるシステムへ切り替える検討を行った。			・一種病原体等の取扱いに伴う高度安全試験検査施設の管理強化及び人材育成131百万円の内数 ・BSL4施設・設備の維持管理に関して国際的な議論の場に参加する。 ・引き続き施設・設備の定期点検を実施するとともに予防保全的な施設・設備の更新を実施する。また、電子化した病原体管理システムを運用しつつ、更なる改善のための事項の洗い出しを進める。	厚生労働省
BSL4施設における人材育成について、2022（令和4）年度より、国立感染症研究所において、市及び地域からの承認を受けた特定一種病原体感染症に対する治療体制の構築に係る業務を開始しており、引き続き、感染性病原体、培養細胞、実験動物を用いたオペレーションに習熟した実践的な人材の育成を実施する。【厚生労働省】	・BSL4における治療体制の連携体制に構築に係る業務として、抗ウイルス薬等の前臨床評価を可能とする動物モデルと培養細胞モデルの確立に着手した。これらの業務開始に伴い、実践的な人材育成も実施し、業務を実施する人員の増員を行った。 ・BSL4施設のグローブボックスで動物実験の支援を行うことができる獣医師の育成を行っている。	・人材育成を積極的に行うとともに、一種病原体等を用いた業務を実施した。 ・グローブボックスにおける動物実験演習をBSL4施設外でできるように村山庁舎動物実験施設内にグローブボックスを設置し、BSL4実験の開始前、グローブボックス内のマウスの取扱い及び接種の訓練を実施した。			・BSL4施設における治療体制の連携のため、抗ウイルス薬等の前臨床評価を可能とする動物モデルと培養細胞モデルの確立を試みている。これらの業務に伴い、実践的な人材育成も実施し、業務を実施する人員の増員等を継続する。 ・2025（令和7）年度より実践に対応できる獣医師を新たに1名育成を開始し、目標としては3名養成する。	厚生労働省
BSL4施設に関する地域とのコミュニケーションについて、国立感染症研究所が推進している研究活動の積極的な公開をモデルとして、BSL4施設のセーフティ/セキュリティの報告や村山庁舎のアウトリーチ活動に加えて、BSL4施設に係る事業成果等を積極的に発信することにより、BSL4施設運営の透明化を図っていく。【厚生労働省】	村山庁舎施設運営連絡協議会を定期的に開催しBSL4施設の総合点検結果の概要を報告している。地域とのコミュニケーションと透明性の確保を行った。国立感染症研究所の一般公開、市民公開講座等のアウトリーチを通じて、BSL4施設の感染症対応における必要性やセーフティ/セキュリティに関する情報を発信した。	・2025（令和7）年1月15日に開催された第29回村山庁舎施設運営連絡協議会にてIHHSの発足、高度封じ込め施設内で実施される業務、及びアウトリーチ活動について報告し、地域とのコミュニケーションと透明性の確保を行った。国立感染症研究所の一般公開、市民公開講座等のアウトリーチを通じて、BSL4施設の感染症対応における必要性やセーフティ/セキュリティに関する情報を発信した。 ・感染症研究拠点の形成に関する検討委員会を2025（令和7）年3月14日に開催し、長崎大学及び国立感染症研究所のBSL4施設の実況等を関係者間で共有した。			・村山庁舎施設運営連絡協議会で高度封じ込め施設内で実施される業務、施設総合点検結果及びアウトリーチ活動を報告し、地域とのコミュニケーションと透明性の確保を行う。国立健康危機管理研究機構（IHHS）の一般公開、市民公開講座等のアウトリーチを通じて、BSL4施設の感染症対応における必要性やセーフティ/セキュリティに関する情報の発信を継続する。 ・感染症研究拠点の形成に関する検討委員会を引き続き開催し、BSL4施設の運用に係る進捗状況を把握しつつ、必要な支援方策等について、関係者間で検討・調整し、推進する。	厚生労働省
「感染症研究拠点の形成に関する検討委員会」において、BSL4施設の安全管理運営やこれを中核とした感染症研究拠点の形成に向け、BSL4施設の整備に係る進捗状況を把握しつつ、必要な支援方策等について、関係者間で検討・調整し、推進する。【内閣官房、文部科学省、厚生労働省】	・感染症研究拠点の形成に関する検討委員会を概ね年1回程度開催し、BSL4施設の整備に係る進捗状況等を関係者間で共有した。 ・長崎大学のBSL4施設について、「感染症研究拠点の形成に関する検討委員会」（事務局：内閣官房）等に参加し、計画の進捗状況や安全確保方策に関する検討状況等を把握するとともに、その他関係事項について大学側と協議を行うなど、関係省庁間で必要な調整を行った。 ・国内におけるBSL4施設を中核とした感染症研究拠点の形成についての必要な支援を行うために、長崎大学高度感染症研究センターとの人材交流・情報共有を行い、内閣感染症危機管理統括庁との情報共有等を実施した。 ・バイオセキュリティについて、実験室内・敷地内監視カメラの高性能機種への更新と死角をなくするための台数増強を行ってきた。また、実験従事者と施設維持管理に関わる職員への教育訓練と適性検査を毎年行ってきた。	・長崎大学のBSL4施設について、「感染症研究拠点の形成に関する検討委員会」（事務局：内閣官房）等に参加し、計画の進捗状況や安全確保方策に関する検討状況等を把握するとともに、その他関係事項について大学側と協議を行うなど、関係省庁間で必要な調整を行った。 ・国内におけるBSL4施設を中核とした感染症研究拠点の形成についての必要な支援を行うために、長崎大学高度感染症研究センターとの人材交流・情報共有を行い、内閣感染症危機管理統括庁との情報共有等を実施した。 ・実験従事者と施設維持管理に関わる職員への教育訓練と適性検査を行った。また、月1回、警備担当者による警備訓練を実施している他、所轄警察署が開催したテロ対策合同訓練に参加した。			・引き続き、長崎大学のBSL4施設について、「感染症研究拠点の形成に関する検討委員会」（事務局：内閣官房）等に参加し、計画の進捗状況や安全確保方策に関する検討状況等を把握するとともに、その他関係事項について大学側と協議を行うなど、関係省庁間で必要な調整を行う。 ・国内におけるBSL4施設を中核とした感染症研究拠点の形成についての必要な支援を行うために、長崎大学高度感染症研究センターとの人材交流・情報共有を行い、内閣感染症危機管理統括庁との情報共有等を継続する。 ・これまで毎年取り組んできたBSL4施設のセキュリティに関するソフト・ハードウェアの更新と実験従事者等の教育訓練、適性検査を継続する。	文部科学省 厚生労働省

<p>「医療分野研究開発推進計画」（令和3年4月6日一部変更 健康・医療戦略推進本部決定）に基づき、AMEDにおいて感染症関係の研究開発を推進した。</p> <p>「医療分野研究開発推進計画」（令和3年4月6日一部変更 健康・医療戦略推進本部決定）に基づき、感染症関係の研究開発を、AMEDによる基礎から実用化まで切れ目ない研究支援の下で着実に推進する。</p> <p>これにより、科学的根拠に基づく施策の推進を図るとともに、研究成果を治療薬・診断薬・ワクチンの開発等につなげるほか、AMEDが研究管理を行う感染症海外研究開発拠点ネットワークの維持・改善やこれを活用した共同研究等を推進し、多分野領域の連携も含めた大学等研究機関の人材育成を図る。【内閣府（健）、文部科学省、厚生労働省、経済産業省】</p>	<p>・「医療分野研究開発推進計画」（令和3年4月6日一部変更 健康・医療戦略推進本部決定）に基づき、AMEDにおいて感染症関係の研究開発を推進した。</p> <p>・新興・再興感染症研究基盤創生事業において、海外研究拠点の基盤強化・充実を推進し、感染症に関する人材育成に貢献するとともに、感染症情報のモニタリング体制の強化のため、海外研究拠点のネットワーク強化を担うネットワーク拠点及びブラジル拠点等を2023（令和5）年度に新たに採択した。</p> <p>・2015（平成27）年4月にAMED設立以降、「医療分野国際科学技術共同研究開発推進事業」において、感染症に係る研究開発支援を実施している。</p> <p>・①2022（令和4）年に日米連携強化プランニングワークショップを米国国立アレルギー・感染症研究所（NIAID）とともに企画・開催し、そこでのアクションプランをもとに感染症分野におけるAMEDの資金援助を受けた日本の研究者が米国側研究者を訪問することで新たな連携を構築するための取組を実施した。2022（令和4）年度及び2023（令和5）年度に計48名をそれぞれ合意した機関に派遣した。なお、派遣された研究者の中から、先端国際共同研究推進プログラム（ASPIRE）への採択者1件、共同研究のための追加資金獲得3件、若手研究者の留学決定2件といった成果につながった事例も見られた。</p> <p>・②2015（平成27）年の事業開始以降、「医療分野国際科学技術共同研究開発推進事業」において、感染症に係る研究開発支援を実施している。</p> <p>・新興・再興感染症に対する革新的医薬品等開発推進研究事業において、アジア地域における感染症の実態を把握し、我が国への侵入に備えるため、アジア地域の複数の研究機関等とのネットワークの強化に向けた研究を推進し、令和5年度に1課題を採択した。</p>	<p>・第3期となる「健康・医療戦略」（令和7年2月18日閣議決定）及び「医療分野研究開発推進計画」（令和7年2月18日健康・医療戦略推進本部決定）を策定し、感染症を統合プロジェクトの一つとして位置づけ、感染症関係の研究開発を着実に推進することとした。</p> <p>・新興・再興感染症研究基盤創生事業において、海外研究拠点を整備して長年にわたり信頼関係の築かれた現地の大学や研究機関等との連携による共同研究を実施し、国内では得ることのできない海外研究拠点の患者検体や臨床情報・データ等を活用する研究課題を実施するとともに、感染症情報のモニタリング体制の強化のため、ネットワーク拠点を中心に感染症関連情報の収集体制等を構築。</p> <p>・また、海外研究拠点で得られる検体・情報等を活用した研究を実施。</p> <p>「医療分野国際科学技術共同研究開発推進事業」において、感染症に係る研究開発支援を実施。</p> <p>・①感染症分野におけるAMEDの資金援助を受けた日本の研究者が米国側研究者を訪問する取組を実施した。2024（令和6）年度は、新たに成立した共同研究相手との共著論文発表1件につながった事例が見られた。</p> <p>・②「医療分野国際科学技術共同研究開発推進事業」において、感染症に係る研究開発支援を実施している。特に、戦略的国際共同研究プログラム（SICORP）において、初めてアフリカ地域の国を相手国とする公募を実現した。南アフリカ共和国にて開催された国際会議を契機に、南アフリカ医学研究評議会（SAMRC）と国際共同研究事業を企画・設計し、「ゲノム情報を基礎としたがん・感染症研究」をテーマとする公募を実施した。</p> <p>令和5年度に採択した研究開発課題が実施された。</p>	<p>・新興・再興感染症研究基盤創生事業 2,329百万円 （前年度 新興・再興感染症研究基盤創生事業 2,540百万円） ・医療分野国際科学技術共同研究開発推進事業 917百万円 （前年度 983百万円）</p> <p>・②医療分野国際科学技術共同研究開発推進事業 917百万円 （前年度 983百万円）</p>	<p>・第3期「健康・医療戦略」に基づき、ワクチン・診断薬・治療薬等の感染症危機対応医薬品等の開発戦略について策定し、基礎から実用化までの一貫した研究開発の支援を通じて、感染症有事に対して平時からの準備を着実に進める。</p> <p>・引き続き「新興・再興感染症研究基盤創生事業」において、感染症に係る研究開発支援を実施する。</p> <p>・引き続き「医療分野国際科学技術共同研究開発推進事業」において、感染症に係る研究開発支援を実施する。</p> <p>・②引き続き「医療分野国際科学技術共同研究開発推進事業」において、感染症に係る研究開発支援を実施する。</p>	<p>内閣府（健）</p> <p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p> <p>文部科学省</p> <p>厚生労働省</p>		
<p>「ワクチン開発・生産体制強化戦略」（2021（令和3）年6月1日閣議決定）を踏まえ、2022（令和4）年3月にAMEDに先進的研究開発戦略センター（SCARDA）を設置するとともに、「ワクチン開発のための世界トップレベル研究開発拠点の形成事業」による国産ワクチンの実現に向け、平時から同研究拠点を中心として、出口を見据えた関連研究を強化・推進する。また、SCARDAにおいて重点感染症等に対するワクチン及び新規モダリティに関する研究課題を採択し、戦略的ファンディングを行う等重点感染症に対して、感染症有事にいち早くワクチンを届けるために、平時から長期的・安定的かつ戦略的に研究開発を支援する。【内閣府（健）、文部科学省、経済産業省】</p>	<p>・重点感染症に対するワクチン及び新規モダリティに関する研究開発では、SCARDA内に目利き経験が豊富なプロジェクトを配置するなどの体制を構築し、8つの「重点感染症」のうち5つに対するワクチン開発として累計8件、革新的な新規モダリティの研究課題として累計24件を採択し、研究開発を推進した。</p> <p>・2023（令和5）年度にワクチン・新規モダリティ研究開発事業において、ワクチン開発経験のない異分野の研究者を呼び込むためワクチン・新規モダリティ研究開発事業において「新規モダリティ枠（異分野参入促進型）」を新設した。</p> <p>・ワクチン開発のための世界トップレベル研究開発拠点の形成事業において、平時から国内外の疾患の発生动向等を踏まえ、世界トップレベル研究開発拠点を中心として出口を見据えた関連研究を強化した。</p>	<p>・ワクチン・新規モダリティ研究開発事業において、追加公募により新たに1課題を採択し、感染症有事に迅速なワクチン開発を実現できる可能性のあるファージワクチンや経皮ワクチン等の課題を支援している。</p> <p>・また、感染症有事の際に迅速なワクチン開発を可能とする環境構築のために、病原体輸送に関する演習を実施し、輸送に係る手続き及び輸送完了までの期間の短縮を実現した。</p> <p>・ワクチン開発のための世界トップレベル研究開発拠点の形成事業において、平時から国内外の疾患の発生动向等を踏まえ、世界トップレベル研究開発拠点を中心として出口を見据えた関連研究を強化した。</p> <p>・2024（令和6）年度には、文部科学省において中間評価を行い、事業の進捗を確認した。</p> <p>・2024（令和6）年度には、フライングプロジェクトの東大において、ワクチンの有効性評価の手法を開発し企業のワクチン開発に貢献したり、シナジー拠点の北海道大学の創出した成果がプロバイオミックワクチンの製造に貢献するなど成果を創出した。</p>	<p>・ワクチン新規モダリティ研究開発事業 令和6年度16,819百万円 （ワクチン新規モダリティ研究開発事業 令和5年度11,342百万円）</p> <p>・「ワクチン開発のための世界トップレベル研究開発拠点の形成事業」(基金事業：2022（令和4）～2026（令和8）年、総額：51,500百万円） （2024（令和6）年度執行額：9,872百万円）</p>	<p>引き続き「新興・再興感染症に対する革新的医薬品等開発推進研究事業」において、アジア各国の感染症機関等のネットワークを推進する研究開発課題を支援を実施する。</p> <p>・重点感染症に対するワクチン及び新規モダリティに関する研究開発では、引き続きワクチンの研究開発を推進するとともに、感染症有事を想定したシミュレーション等を行い、有事の際に迅速にワクチン開発を推進するための体制の構築を図る。</p> <p>・「ワクチン開発・生産体制強化戦略」の内容を見直すとともに、第3期「健康・医療戦略」に基づき、ワクチン・診断薬・治療薬等の感染症危機対応医薬品等の開発戦略について策定し、基礎から実用化までの一貫した研究開発の支援を通じて、感染症有事に対して平時からの準備を着実に進める。</p> <p>・ワクチン新規モダリティ研究開発事業 23,573百万円</p> <p>・「ワクチン開発のための世界トップレベル研究開発拠点の形成事業」</p>	<p>内閣府（健）</p> <p>文部科学省</p>		
<p>新興・再興感染症に関する治療薬等の研究開発の基盤となる仕組み（新興・再興感染症データバンク事業「シナリカ」/「REBIND」）に基づき、臨床情報・検体等の充実を図るとともに、研究機関等における利活用を推進する。【厚生労働省】</p>	<p>・収集した新興・再興感染症の臨床情報や検体を研究者等が利活用することにより、得られた知見が診療の手引きへの反映や論文等につながっている。</p>	<p>・平時より医療機関や自治体等と連携し、感染症の科学的知見の創出や医薬品等の研究開発を実施するために、REBINDを発展的に拡張して感染症臨床研究ネットワーク（iCROWN）の体制構築を行った。今後は取り扱う感染症の拡大や感染症臨床研究ネットワークを用いた治療を行うことで利活用を促進し、その関係を強固なものとする。13の特定・第一種感染症指定医療機関がiCROWNに参画した。</p>	<p>・健康対策事業委託費 1,257百万円 ・健康対策関係業務庁費 278百万円 ・疾病予防対策事業費等補助金 199百万円</p>	<p>・多くの特定・第一種感染症指定医療機関等に参画してもらうために、体制整備や参画することによるメリットとして、感染症情報の発信や感染症に関する臨床的な側面並びに微生物学な側面を加えた定期勉強会の開催を行うなど、ネットワークを強固なものとする。</p>	<p>・健康対策事業委託費 2,513百万円 ・疾病予防対策事業費等補助金 720百万円</p>		
<p>薬剤耐性菌バンクについて、ヒト（健康人・感染症）由来株、家畜・愛玩動物由来株、環境由来株、食品由来株及びそれらの遺伝情報を現在約21万株収集している。これらに基づき精度管理パネル（病院精度管理、検査キット用）、研究用パネル、創薬用パネル（新薬開発、承認等に必要パネル）の3つのパネルの作成、要求に応じた分与を計画しており、今後も薬剤耐性菌の受入れ、ゲノム解析データの創出を推進する。【厚生労働省、農林水産省】</p>	<p>・検体のゲノムシーケンスの出力を有する自動前処理システムを運用し、JANIS参加施設を対象として薬剤耐性菌陽性・陰性菌を広く収集するサーベイランス（JARBS）を実施し、国内の医療機関や研究機関から分譲された薬剤耐性菌株について、バンクへ保管・登録およびゲノム解析を実施。</p> <p>・国立感染症研究所・薬剤耐性研究センター・薬剤耐性菌バンクでは、これまでセンターの薬剤耐性菌サーベイランス収集株や、企業・大学・学会等からの譲渡株を収納し、23万株を超える菌株を保管。また、米国CDC・FDA AR Isolate Bankが公開しているパネルを受け入れ、日本国内の研究者への分与を行ってきた。2022（令和4）年度末にはバンク専用のウェブサイトを公開し、独自に作成した基礎・創薬研究用のパネルの分与を開始した。</p> <p>・家畜由来の薬剤耐性菌の遺伝情報を薬剤耐性研究センターに提供した。</p>	<p>・血液由来黄色ブドウ球菌を全国の国立病院機構の参加施設から収集するJARBS-SAでは、重複処理した580株のデータセットについてゲノム情報と患者臨床情報の統合解析を行い、その成果をNature Communicationsに発表した。</p> <p>・国内の医療機関や研究機関から分譲されたMRSAやバンコマイシン耐性腸球菌（VRE）等について、バンクへ保管・登録した。</p> <p>加えて、皮膚科由来黄色ブドウ球菌の全国サーベイランスでは、全国の皮膚科クリニック・病院の参加機関から皮膚及び鼻腔スワブ検体を収集し、最終的に約5,720株ブドウ球菌の分離同定し、ゲノム解析を行っており、論文化に向けて取り組んだ。</p> <p>・JARBSを持続的に発展させるために、1) 菌株データのアップロードと還元データのダウンロード（およびJARBS全体の成果の公開）が可能なWebシステムの構築し、2) 菌株データ入力を簡略化しJANISデータベースと連携して効率化したExcelシートを開発し、3) 収集対象の菌株の見直しを行い、収集対象菌株数を絞り込んだ上で、対象とする全菌株をゲノム解析できる体制の構築した上で、JARBS2.0の運用を軌道に乗せ、9回のフィードバックレポートを作成して参加医療機関に還元した。</p> <p>・大学や地方衛生研究所において分離された食品あるいは家畜由来のサルモネラ菌、カンピロバクター菌、大腸菌、MRSA、腸球菌等の寄託を受け、耐性菌バンクへの収納と全ゲノム解析を行った。薬剤耐性菌がヒト、動物、食品、環境というセクターを超えて検出され、伝播する状況に至っているかどうかを探り、その解析結果を初めて、ワンヘルス動向調査報告書に掲載した。</p> <p>・薬剤耐性菌バンクでは、令和6年度末までに18件の分与依頼を受け付け、計2498株の菌株分与を行った。これらには日本臨床微生物学会・外部精度管理事業への菌株提供を含む。また、新たに3つの薬剤耐性菌パネルを公開し、一つの既存パネルへの菌株追加を行った。</p> <p>・家畜由来の薬剤耐性菌の遺伝情報を薬剤耐性研究センターに提供した。</p>	<p>・引き続き、家畜由来の薬剤耐性菌の遺伝情報を薬剤耐性研究センターに提供していく。</p>	<p>・引き続き、家畜由来の薬剤耐性菌の遺伝情報を薬剤耐性研究センターに提供していく。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>農林水産省</p>		
<p>4. ワンヘルス・アプローチの推進</p>	<p>施策・取組（統合版）</p>	<p>2023（令和5）年度以前の主な実績</p>	<p>2024（令和6）年度の取組</p>	<p>2024（令和6）年度の予算執行状況</p>	<p>2025（令和7）年度以降の目標</p>	<p>2025（令和7）年度の執行予定</p>	<p>担当府省庁</p>
<p>（1） 輸入動物を介した感染症の侵入防止対策</p>	<p>輸・入動物の監視強化のための対象動物・感染症の範囲や措置について点検し、必要な対応を行う。あわせて、新たな感染症の脅威が明らかとなった場合の迅速な措置を可能とする体制整備についても検討を行う。【厚生労働省、農林水産省】</p>	<p>・日頃から人獣共通感染症に関する情報収集を行うとともに、輸出国の現地調査を行い、輸入動物による感染症リスクや対応の必要性について検討を行った。</p> <p>・厚生労働省と連携して検討を行う。</p>	<p>・動物由来感染症対策費 6百万円</p>	<p>・引き続き人獣共通感染症に関する情報収集に努め、対象動物・感染症の範囲や措置の見直しが必要になった場合は、国立健康危機管理研究機構（IHHS）等の専門家と連携して迅速に対応する。</p>	<p>・動物由来感染症対策費 14百万円</p>	<p>厚生労働省</p>	
<p>人獣共通の感染症について、検疫所職員を対象とした研修を実施し、事例対応能力の向上を図るとともに、動物検疫の対象となる疾病について、家畜防疫官を対象とした研修や検査技術の教育訓練を実施することにより、類症鑑別能力や診断能力の向上を図る。【厚生労働省、農林水産省】</p>	<p>・検疫所職員を対象とした「動物の輸入届出業務に係る担当者会議」を毎年1回開催し、人獣共通感染症等の専門家による講義を行うとともに、各検疫所で発生した事案対応について情報共有を行った。</p> <p>・動物検疫所において、新たにサル等の動物の輸入検疫業務に携わる家畜防疫官に対し、事前に安全講習を実施している。サルの輸入検疫に従事する者は外部の講習会に参加し、担当課内で伝達を実施。</p> <p>・都道府県、動物検疫所、動物医薬品検査所、家畜改良センターの獣医師職員や家畜防疫員、家畜防疫官を対象とした家畜衛生講習会を開催し、家畜衛生の特殊部門に関する学理及び技術の習得を図った。</p>	<p>・2024（令和6）年12月に自治体職員を対象とした「令和6年度動物由来感染症技術研修会」を開催した際、検疫所にも情報共有を行った。</p> <p>・2025（令和7）年2月に「動物の輸入届出業務に係る担当者会議」を開催し、人獣共通感染症等の専門家による講義を行うとともに、各検疫所で発生した事案対応について情報共有を行った。</p> <p>・新たにサル等の動物の輸入検疫業務に携わる家畜防疫官に対し、事前に安全講習を実施した。</p> <p>・2024（令和6）年度も都道府県、動物検疫所、動物医薬品検査所、家畜改良センターの獣医師職員や家畜防疫員、家畜防疫官を対象とした家畜衛生講習会を開催し、家畜衛生の特殊部門に関する学理及び技術の習得を図った。</p>	<p>・引き続き、発生があった際には、速やかに発生日周辺を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥等の監視の強化を行う。</p>	<p>・引き続き、発生があった際には、速やかに発生日周辺を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥等の監視の強化を行う。</p>	<p>・引き続き、発生があった際には、速やかに発生日周辺を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥等の監視の強化を行う。</p>	<p>厚生労働省</p> <p>農林水産省</p>	
<p>（2） 渡り鳥等の越境等により国内発生する可能性のある感染症への早期対応等</p>	<p>・高病原性鳥インフルエンザの発生に当たっては、家畜伝染病予防法第三十五条の二及び特定家畜伝染病防疫指針の第16に基づき、疫学調査を行っているところ。</p> <p>・「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル（環境省自然環境局）」を定め、発生日周辺10kmを「野鳥監視重点区域」に指定し、渡り鳥の飛来状況や鳥類の生息状況等の調査を行い、野鳥の監視を強化している。</p>	<p>・2023（令和5）/2024（令和6）シーズンの鳥インフルエンザ発生事例（10県11事例）について、7月に疫学検討会を開催し、疫学調査報告書を公表した。</p> <p>・上記の疫学調査報告書の内容について、7月に生産者及び都道府県を対象とした情報交換会を開催し内容の周知を行った。</p> <p>・2024（令和6）年シーズンは、全国で野鳥227事例、野生哺乳類5事例、家さん51事例、飼養鳥0事例の発生日地点全てで野鳥監視重点区域を指定し、野鳥等の監視を強化した。</p>	<p>・鳥獣感染症対策費 159百万円の内数</p>	<p>・引き続き、発生があった際には、速やかに発生日周辺を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥等の監視の強化を行う。</p>	<p>・鳥獣感染症対策費 158百万円の内数</p>	<p>農林水産省</p> <p>環境省</p>	
<p>野生鳥獣に関する感染症に関し、生物多様性保全の観点から必要なサーベイランスの検査機会を提供し、調査結果を厚生労働省や農林水産省等に共有している。</p> <p>・環境省の感染症対策に係る施策の方向性を示した「野生鳥獣に関する感染症対策に係る鳥獣保護管理の取組方針」を作成し、厚生労働省や農林水産省等との連携を当該方針内に位置づけた。</p>	<p>・全国の都道府県に対して、生物多様性保全の観点から必要なサーベイランスの検査機会を提供し、調査結果を厚生労働省や農林水産省等に共有している。</p> <p>・環境省の感染症対策に係る施策の方向性を示した「野生鳥獣に関する感染症対策に係る鳥獣保護管理の取組方針」を作成し、厚生労働省や農林水産省等との連携を当該方針内に位置づけた。</p>	<p>・国立環境研究所と連携し、鳥インフルエンザ、豚熱、アフリカ豚熱等の個別の感染症検査や、既知の複数の感染症を同時に検出する「鳥獣病原体保有状況調査」を実施し、全国の都道府県に対して、検査機会を提供し、得られた情報は厚生労働省や農林水産省に共有した。</p>	<p>・引き続き、鳥インフルエンザ、豚熱、アフリカ豚熱等の個別の感染症検査や、既知の複数の感染症を同時に検出する「鳥獣病原体保有状況調査」を実施するとともに、その結果を関係機関に効果的に情報提供するため、国際獣疫事務局等の国際的な枠組みの中で情報を共有する。</p>	<p>・引き続き、鳥インフルエンザ、豚熱、アフリカ豚熱等の個別の感染症検査や、既知の複数の感染症を同時に検出する「鳥獣病原体保有状況調査」を実施するとともに、その結果を関係機関に効果的に情報提供するため、国際獣疫事務局等の国際的な枠組みの中で情報を共有する。</p>	<p>・鳥獣感染症対策費 158百万円の内数</p>	<p>環境省</p>	

<p>家きんを対象とした高病原性鳥インフルエンザ等に係る診断能力等の強化を図るため、家畜保健衛生所に対する必要な対応を図る。【農林水産省】</p>	<p>・各県を対象とした会議による情報共有や農研機構動物衛生研究部門における家畜防疫員の研修を行い、鳥インフルエンザ等に係る診断能力等の強化を図った。</p>	<p>・2024（令和6）年4月に都道府県の家畜衛生主任者を対象とした家畜衛生主任者会議を行い、必要な情報提供を行った。 ・2024（令和6）年9月には越境性動物疾病防疫対策強化推進会議や全国家畜衛生業績発表会を開催し、最新の情報、知見等を共有した。 ・また、本年度も農研機構動物衛生研究部門において、鶏疾病特講習会を開催した。</p>	<p>・引き続き、機会をみて各県を対象とした会議による情報共有を行うとともに、農研機構動物衛生研究部門における家畜防疫員の研修を行うことで、鳥インフルエンザ等に係る診断能力等の強化を図る。</p>	<p>農林水産省</p>	
<p>野鳥等を対象とした高病原性鳥インフルエンザ等のサーベイランス等の体制強化を図るため、国立研究開発法人国立環境研究所等に対する必要な対応を図る。【環境省】</p>	<p>・野鳥等を対象とした高病原性鳥インフルエンザ等のサーベイランスの一環として、国立環境研究所と契約し、「高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況調査」を実施している。</p>	<p>・野鳥等を対象とした高病原性鳥インフルエンザ等のサーベイランスの一環として、国立環境研究所と契約し、「令和6年度高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況検査」を実施した。</p>	<p>・引き続き、国立環境研究所と契約し、「令和7年度高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況検査」を実施する。</p>	<p>環境省</p>	
<p>野生動物の狂犬病等の診断能力等の強化やサーベイランスの推進を図るため、地方衛生研究所に対する実施等必要な対応を図る。【厚生労働省】</p>	<p>・自治体職員を対象とした「狂犬病予防業務技術研修会」を開催し、職員の検査技術の習熟を図った。</p>	<p>・2024（令和6）年12月に北海道・東北ブロック、2025（令和7）年1月に九州ブロックの自治体職員を対象に、国立感染症研究所を中心として自治体や大学の協力のもと「狂犬病予防業務技術研修会」を開催し、職員の検査技術の習熟を図った。</p>	<p>・引き続き、「狂犬病予防業務技術研修会」を開催し、職員の検査技術の習熟を図る。</p>	<p>厚生労働省</p>	
<p>（3） ワンヘルス・アプローチに関する研究の推進</p>					
<p>動物由来インフルエンザウイルスへの対策として、国内外の研究機関より動物（主に鳥）由来インフルエンザウイルスを入手してきた。主に、系統樹作成のための遺伝子解析、抗原性解析のための抗血清の作製および抗原性解析を実施してきた。 ・2024年2月、国立感染症研究所では、国内外の研究機関から入手したウイルスからパンデミックあるいはパンデミックワクチンのためのウイルス株を3株作製し、WHOのCandidate Vaccine Virus (CVV)のリストに掲載された。 ・鳥インフルエンザについて、より綿密かつ正確なリスク評価、新たな課題の抽出及びその研究を実施することを目的として、2024年3月に国立感染症研究所、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門、国立研究開発法人国立環境研究所で共同研究契約を締結した。</p>	<p>・内閣府の「令和6年度研究開発とSociety 5.0との橋渡しプログラム（BRIDGE）」において、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門と国立感染症研究所が連携し、人獣共通感染症を含む動物用ワクチンの開発等に取り組んだ。</p>	<p>・国立健康危機管理研究機構（IHHS）、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門、国立研究開発法人国立環境研究所は、共同研究契約に基づき、引き続き、各機関において情報収集を行うとともに、得られた情報を共有し、連携して人獣共通感染症対策に取り組む。 ・内閣府の「令和6年度研究開発とSociety 5.0との橋渡しプログラム（BRIDGE）」において、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門と国立健康危機管理研究機構（IHHS）が連携して、人獣共通感染症を含む動物用ワクチンの開発等に取り組む。</p>	<p>・国立健康危機管理研究機構（IHHS）、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門、国立研究開発法人国立環境研究所は、共同研究契約に基づき、引き続き、各機関において情報収集を行うとともに、得られた情報を共有し、連携して人獣共通感染症対策に取り組む。</p>	<p>厚生労働省</p>	
<p>国立感染症研究所、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門、国立研究開発法人国立環境研究所の各研究機関等で連携しながら、人獣共通感染症を含め、動物が保有する病原体に関する研究が実施されており、引き続き、鳥インフルエンザウイルスを始めとした人獣共通感染症病原体のゲノム性状の解析、薬剤耐性菌の実態解明に向けた研究等において、関係機関による分野横断的な連携を推進する。【厚生労働省、農林水産省、環境省】</p>	<p>・H5型高病原性鳥インフルエンザウイルスについて、2023（令和5）/2024（令和6）シーズンに鶏から分離された11株及び野鳥や環境材料から採取された50検体の遺伝子解析を行い、当該ウイルスの国内侵入状況を明らかにした。 ・養鶏場から収集したフルオロキノロン耐性大腸菌株の全ゲノム解析等を実施し、国内における主要な遺伝子型の解析及び農場ごとの抗菌剤使用歴と耐性状況との関連を評価した。 ・蛋白質構造予測AIを動物用ワクチン設計に応用し、インフルエンザウイルスのワクチン候補となる人工蛋白質の設計を行った。また、狂犬病、SFTS等を対象とした新たな動物用ワクチンのモリファイ（ワクチン剤型）の開発を目指した研究を開始した。</p>	<p>・安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業のうち「新たな感染症の出現に対してレジリエントな畜産業を実現するため家畜感染症対策技術の開発」 134百万円の内数 ・安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業のうち「環境への抗菌剤・薬剤耐性菌の拡散量低減を目指したワンヘルス推進プロジェクト」 104百万円の内数 ・研究開発とSociety 5.0との橋渡しプログラム（BRIDGE）のうち「越境性感染症等の流行に即応可能な動物用ワクチンの次世代化」 200百万円の内数</p>	<p>・2024（令和6）/2025（令和7）シーズンも鶏でH5型ウイルスに起因する高病原性鳥インフルエンザの発生があったことから、引き続き野外分離ウイルスの遺伝子解析を進めるとともに、野鳥が持ち込む高病原性鳥インフルエンザウイルスの国内での分布に関する解析を行う。 ・主要な鶏のフルオロキノロン耐性大腸菌について、国内養鶏場における分布状況を詳細に調査するとともに耐性獲得機序の解析を実施する。 ・AIにて予測した動物用ワクチンの候補となる人工蛋白質の解析及び性能評価を行うとともに、新たに開発するワクチン剤型に関しても設計・作出及び性能評価を実施する。</p>	<p>・安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業のうち「新たな感染症の出現に対してレジリエントな畜産業を実現するため家畜感染症対策技術の開発」 138百万円の内数 ・安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業のうち「環境への抗菌剤・薬剤耐性菌の拡散量低減を目指したワンヘルス推進プロジェクト」 90百万円の内数 ・研究開発とSociety 5.0との橋渡しプログラム（BRIDGE）のうち「越境性感染症等の流行に即応可能な動物用ワクチンの次世代化」 200百万円の内数</p>	
<p>国立環境研究所において高病原性鳥インフルエンザウイルスが陽性となった試料を動物衛生研究部門へ移送し、ウイルス分離を実施。 また、国立感染症研究所、動物衛生研究部門、国立環境研究所、3者間で連携協定を締結した。</p>	<p>・動物衛生研究部門でウイルス分離が成功した場合は、国立感染症研究所へ分離されたウイルスを提供しウイルス性状の検討を行った。</p>	<p>―</p>	<p>・3者間の連携協定に基づく活動を継続する。特に高病原性鳥インフルエンザウイルスについては、哺乳類への感染拡大が進んでいるので、国立感染症研究所との連携を強化する。</p>	<p>環境省</p>	
<p>国立感染症研究所が中心となり、他省庁所管の研究機関、大学、自治体等の関係機関が連携し、動物由来感染症について包括的に、国内外の発生状況の情報収集、分析・調査研究、人材育成などを行い、得られた知見をワンヘルス・アプローチの推進に活用する。 また、地域におけるワンヘルス・アプローチを推進するため、自治体における調査研究等の取組を支援する。【厚生労働省】</p>	<p>・2022（令和4）年度厚生労働科学研究費補助金「野生動物及び愛玩動物が保有する動物由来感染症の国内サーベイランスシステムの構築に資する研究」において、国立感染症研究所を中心に、産業動物、愛玩動物及び野生動物の動物由来感染症サーベイランスに関する情報のデータベース化を行った。 ・2021（令和3）年度～2022（令和4）年度厚生労働科学研究費補助金「愛玩動物由来感染症制御のための、感染症発生状況、原因病原体及び宿主動物の解析に基づくリスク評価と啓発に関する研究」において、動物由来感染症ハンドブックを作成し、啓発資料として自治体に配布した。 ・動物由来感染症整備事業により、自治体における動物由来感染症の調査研究等のワンヘルス・アプローチの取組を支援した。</p>	<p>・2024（令和6）年度厚生労働行政推進調査事業費「国内の野生動物等における動物由来感染症サーベイランス等のワンヘルス・アプローチの推進のための調査研究」において、国立感染症研究所と自治体が連携し、動物由来感染症の動向把握と更なるワンヘルス推進のための取り組みの啓発を行った。また、動物由来感染症ハンドブックを作成し、啓発資料として自治体に配布した。 ・動物由来感染症予防体制整備事業により、自治体における動物由来感染症の調査研究等に対し助成を行い、ワンヘルス・アプローチの取組を支援した。</p>	<p>・引き続き、国立感染症研究所を中心に関係機関と連携して動物由来感染症に関する情報収集・調査研究等を行い、ワンヘルス・アプローチの推進に貢献する。 ・引き続き、動物由来感染症予防体制整備事業により、自治体におけるワンヘルス・アプローチの取り組みを支援する。</p>	<p>厚生労働省</p>	
<p>国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門に令和3年度に新たに設置した人獣共通感染症領域において、動物由来の人獣共通感染症病原体のデータベースを整備するとともに、これを用いた病原体早期検知のための監視手法を開発する。【農林水産省】</p>	<p>・豚由来大腸菌の完全ゲノム解析により薬剤耐性の伝播に関与する可動性遺伝子を同定するとともに、多剤耐性の拡散に関与するリスクの高い可動性遺伝子因子の迅速検査法を開発。</p>	<p>・豚由来大腸菌について、昨年度構築したメタデータ・ゲノム情報、遺伝子型、薬剤耐性、病原遺伝子保有状況などを搭載したデータベースにデータを追加するとともに、一部の都道府県での試験運用を開始した。 ・ヒトの消化器感染症の原因菌であるEscherichia albertii（E. albertii）について、ヒトおよび家畜からの分離株の全ゲノム解析を実施し、ヒトへの病原性リスクの高い群及びその指標となる遺伝子群の解析を行った。</p>	<p>・安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業のうち「環境への抗菌剤・薬剤耐性菌の拡散量低減を目指したワンヘルス推進プロジェクト」 104百万円の内数 ・安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業のうち「新たな人獣共通感染症の発生に備えた事前リスク評価」 27百万円の内数</p>	<p>・安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業のうち「環境への抗菌剤・薬剤耐性菌の拡散量低減を目指したワンヘルス推進プロジェクト」 90百万円の内数 ・安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業のうち「新たな人獣共通感染症の発生に備えた事前リスク評価」 24百万円の内数</p>	
<p>野生動物に係る国際獣疫事務局の窓口である国立研究開発法人国立環境研究所を中心として、国内及び東アジア地域における野生動物並びにそれらが保有する病原体の時空間的分布・動態に関するモニタリング情報を、研究機関、大学等の関係機関と連携して収集し、病原体の起源及び進化と生物多様性との関連性等を解明するとともに、その成果によって、国内外の人獣共通感染症の対策等に貢献する。【環境省】</p>	<p>・国立環境研究所はWOAH non-listed diseaseについて主に 傷病鳥獣を対象として検査を実施し、その結果を環境省へ報告。</p>	<p>・環境省が選定した生物多様性保全の観点から対策を優先すべき感染症30種の中で、変異が生じやすく病原性が変化する頻度が高いRNAウイルスについて、傷病鳥獣を対象として検査を実施しその結果を環境省へ報告、対象とするRNAウイルスには人獣共通感染症の原因となるウイルスを含む。WOAHが構築した感染症データベース（WAHIS-Wild）へのデータ入力を実施した。</p>	<p>・引き続き、鳥インフルエンザ等の対応について関係省庁間で情報共有を行い、連携して対応する。</p>	<p>環境省</p>	
<p>（4） ワンヘルス・アプローチに関する協力体制構築に向けた取組</p>					
<p>ワンヘルス・アプローチの推進については、厚生労働省、農林水産省、環境省の関係省庁の連携が重要であり、現在は鳥インフルエンザへの対応や輸入動物に対する規制などの取組を行い、連携を図っている。引き続き、関係機関による分野横断的な連携を推進するほか、自治体とも緊密に連携を図り、ワンヘルスの一層の推進を図る。また、自治体において、部局を超えて防疫体制を構築するなど、自治体内での部局間の緊密な連携を図る。【厚生労働省、農林水産省、環境省】</p>	<p>・野鳥や家きんにおいて鳥インフルエンザが発生した際に「鳥インフルエンザ関係府省庁連絡会議」を開催し、関係省庁間で情報共有を行った。 ・鳥インフルエンザ発生にあたって、政府は関係閣僚による「鳥インフルエンザ関係閣僚会議」を随時開催し、省庁間で連携して対応しているところ。 また、鳥インフルエンザ発生時には、特定家畜伝染病防疫指針に基づき、都道府県においても、防疫措置を円滑に行うため、防疫対策本部が設置されているところ。また、輸入動物に対する規制や水際対応については関係省庁間で連携して対応しているところ。</p>	<p>・2024（令和6）年10月に「鳥インフルエンザ関係府省庁連絡会議幹事会」及び「鳥インフルエンザ関係閣僚会議」を開催し、以降は家きんにおける鳥インフルエンザの発生の都度「鳥インフルエンザ関係府省庁連絡会」を持ち回り開催した。 ・2024（令和6）/2025（令和7）シーズンは、14県51例の鳥インフルエンザ発生が確認されたところ。各事例について、鳥インフルエンザ関係府省庁連絡会議、農林水産省鳥インフルエンザ対策本部を開催し、関係省庁で連携して対策に取り組んだ。</p>	<p>・引き続き、鳥インフルエンザ等の発生予防、まん延防止に取り組むため、関係省庁で連携する。</p>	<p>厚生労働省</p>	
<p>ワンヘルス・アプローチを更に推進する観点から、引き続き、厚生科学審議会感染症部会や日本医師会・日本獣医師会・厚生労働省による連携シンポジウム等において、関係者の問題意識や協働意識の共有を図るとともに、取り組むべき課題や必要な対応・体制等について検討を行う。【厚生労働省】</p>	<p>・「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル（環境省自然環境局）」を定め、関係省庁間及び自治体の部局間の連携について示している。</p>	<p>・鳥獣感染症対策費 159百万円の内数</p>	<p>・引き続き、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザ対応技術マニュアル（環境省自然環境局）」に従い、関係省庁と連携・情報共有を行うとともに、自治体において部局を超えて防疫体制を構築するよう、通知等による技術的助言を行う。</p>	<p>環境省</p>	
<p>ワンヘルス・アプローチを更に推進する観点から、引き続き、厚生科学審議会感染症部会や日本医師会・日本獣医師会・厚生労働省による連携シンポジウム等において、関係者の問題意識や協働意識の共有を図るとともに、取り組むべき課題や必要な対応・体制等について検討を行う。【厚生労働省】</p>	<p>・2015（平成27）年度から毎年、日本医師会・日本獣医師会・厚生労働省による「One Health」に関する連携シンポジウムを開催した。</p>	<p>・2025（令和7）年1月20日に仙台市において、「One Health」に関する連携シンポジウムを開催した。 ・ワンヘルス・アプローチに基づく動物由来感染症対策費 10百万円の内数</p>	<p>・引き続き、日本医師会・日本獣医師会・厚生労働省による連携シンポジウムを開催し、医療・獣医療の各分野の最新の知見・取組の共有を行うとともに、ワンヘルス・アプローチの普及・啓発を推進する。</p>	<p>厚生労働省</p>	

5. 薬剤耐性（AMR）対策の推進

施策・取組（統合版）	2023（令和5）年度以前の主な実績	2024（令和6）年度を取組	2024（令和6）年度の予算執行状況	2025（令和7）年度以降の目標	2025（令和7）年度の執行予定	担当府省庁
薬剤耐性（AMR）対策アクションプランを改定し、政府一体となってAMR対策の推進を図る。【内閣官房、内閣府（食安）、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、環境省】	<ul style="list-style-type: none"> 「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン（2016-2020）」を2016（平成28）年4月5日に国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議にて、決定した。 「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン（2023-2027）」をとりまとめ、2023（令和5）年4月7日に国際的に脅威となる感染症対策の強化のための国際連携等関係閣僚会議にて決定した。 「薬剤耐性（AMR）アクションプラン2016-2020」及び「薬剤耐性（AMR）アクションプラン2023-2027」に基づき、薬剤耐性菌に係る食品健康影響評価の実施等を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 改定したアクションプランに基づき、関係府省との連携の元、政府一体となってAMR対策を推進した。また、2023年度（令和5年度）フォローアップを実施し、2025（令和7）年3月25日に「国際的に脅威となる感染症対策の強化のための国際連携等関係府省連絡会議」に報告した。 改定した「薬剤耐性（AMR）アクションプラン2023-2027」に基づき、薬剤耐性菌に係る食品健康影響評価の実施、評価に必要な科学的知見・情報の収集、国民に対する情報提供等を行った。 「薬剤耐性（AMR）対策アクションプラン」に基づき、6つの分野（普及啓発・教育、動向調査・監視、感染予防・管理、抗微生物剤の適正使用、研究開発・創薬、国際協力）に関する目標を表現するための取組を推進するとともに「薬剤耐性(AMR) 対策アクションプラン」改定に向けた作業に協力。 	<ul style="list-style-type: none"> 消費・安全対策交付金のうち 養殖衛生管理体制の整備、家畜衛生の推進（ソフト）：1,720百万円の内数 生産資材安全確保対策事業：203百万円の内数 水産防疫対策事業：85百万円の内数 飼養衛生管理情報通信整備事業：89百万円（2023（令和5）年度補正：336百万円）の内数 動物用医薬品対策事業：55百万円の内数 動物医薬品検査所の検査事業費：280百万円の内数 	<ul style="list-style-type: none"> 改定されたAMR対策アクションプランに沿って関連する研究開発等を実施した。 消費・安全対策交付金のうち 養殖衛生管理体制の整備、家畜衛生の推進（ソフト）：1,720百万円の内数 生産資材安全確保対策事業：203百万円の内数 水産防疫対策事業：85百万円の内数 飼養衛生管理情報通信整備事業：89百万円（2023（令和5）年度補正：336百万円）の内数 動物用医薬品対策事業：55百万円の内数 動物医薬品検査所の検査事業費：280百万円の内数 	<ul style="list-style-type: none"> 改定した薬剤耐性（AMR）対策アクションプランに基づき、政府一体となってAMR対策を推進する。 「薬剤耐性（AMR）アクションプラン2023-2027」に基づき、引き続き、薬剤耐性菌の食品健康影響評価の実施を推進・向上する。 2023(令和5)年4月に策定された、「薬剤耐性(AMR) 対策アクションプラン2023-2027」に基づき、6分野（①普及啓発・教育、②動向調査・監視、③感染予防・管理、④抗微生物剤の適正使用、⑤研究開発・創薬、⑥国際協力）の目標に沿って、取組を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 内閣官房 内閣府（食安） 外務省
	<ul style="list-style-type: none"> 改正に伴い、これまでの動向調査や抗菌剤の適正使用・慎重使用に関する取組を継続するとともに、畜産分野の動物用抗菌剤の農場ごとの使用量を把握するための体制確立など、新たな取組を追加。 	<ul style="list-style-type: none"> 消費者や伴侶動物飼養者を対象としたイベントに出展し、抗菌剤の適正使用・慎重使用等の普及啓発を実施。また、動物分野に関わる幅広い者を対象としたミニセミナーを開催。 動物分野の動向調査を実施し、必要に応じてゲノム解析を実施。 農場ごとの動物用抗菌剤使用量を把握するため、記録の推進に寄与する指示書の電子化システムを検討。 食品安全委員会による食品健康影響評価の結果を踏まえたリスク管理措置を引き続き実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 消費・安全対策交付金のうち 養殖衛生管理体制の整備、家畜衛生の推進（ソフト）：1,720百万円の内数 生産資材安全確保対策事業：203百万円の内数 水産防疫対策事業：85百万円の内数 飼養衛生管理情報通信整備事業：89百万円（2023（令和5）年度補正：336百万円）の内数 動物用医薬品対策事業：55百万円の内数 動物医薬品検査所の検査事業費：280百万円の内数 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、AMR対策アクションプランに沿って関連する研究開発等を実施する。 引き続き、薬剤耐性対策の理解を進めるための普及啓発を行う。 動向調査を行い、データに基づく普及啓発につなげる。 指示書の電子化システムの開発を行う。 食品安全委員会による食品健康影響評価の結果を踏まえたリスク管理措置を適確に策定・実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 新興・再興感染症研究基盤創生事業（2025（令和7）年度予算額：2,238百万円）の内数 革新的先端研究開発支援事業（2025（令和7）年度当初予算額：11,045百万円）の内数 	<ul style="list-style-type: none"> 文部科学省
	<ul style="list-style-type: none"> 公共用水域の薬剤耐性菌の存在状況等の試行調査及び情報収集。環境研究総合推進費を用いた研究において、環境中における薬剤耐性遺伝子の伝播ポテンシャルと伝達機構について知見を収集。 	<ul style="list-style-type: none"> 公共用水域の薬剤耐性菌の存在状況等の情報収集。環境研究総合推進費を用いた研究において、環境水中の薬剤耐性菌の網羅的ゲノム解析を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 水質汚濁防止推進費231百万円の内数 環境研究総合推進費関係経費5,355百万円の内数 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、AMR対策アクションプランに沿って関連する研究開発等を実施する。 引き続き、薬剤耐性対策の理解を進めるための普及啓発を行う。 動向調査を行い、データに基づく普及啓発につなげる。 指示書の電子化システムの開発を行う。 食品安全委員会による食品健康影響評価の結果を踏まえたリスク管理措置を適確に策定・実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 新興・再興感染症研究基盤創生事業（2025（令和7）年度予算額：2,238百万円）の内数 革新的先端研究開発支援事業（2025（令和7）年度当初予算額：11,045百万円）の内数 	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産省 環境省
	<ul style="list-style-type: none"> 抗菌薬開発に対する新たな市場インセンティブの導入を含めた、薬剤耐性（AMR）対策に資する研究開発を推進し、薬剤耐性（AMR）に関する国際的な政策の推進を主導する。【外務省、厚生労働省】 	<ul style="list-style-type: none"> 2024年のAMRに関する国連総会ハイレベル会合に向け抗菌薬の研究開発を加速させるため取組を明記。 2024（令和6）年度の抗菌薬確保支援事業を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 抗菌薬確保支援事業 1,123百万円 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き各種のフォーラムにおいて、AMR対策に関する議論に積極的に参画。 	<ul style="list-style-type: none"> 抗菌薬確保支援事業1,270百万円 	<ul style="list-style-type: none"> 外務省 厚生労働省
	<ul style="list-style-type: none"> WHOの薬剤耐性（AMR）に対する取組の支援、先進7カ国（G7）プロセスにおける薬剤耐性（AMR）の取組を更に推進する。また、国際連合食糧農業機関（FAO）、国際獣疫事務局（WOAH）及び国際連合環境計画（UNEP）、並びに世界抗結核薬基金（ストップ結核パートナーシップ）、グローバル抗菌薬研究開発パートナーシップ（GARDP）拠出金及びパンデミック基金等の国際的イニシアティブによる薬剤耐性（AMR）に対する取組への支援又は貢献を行うことで、先進国間における国際連携を強化するとともに、ストップ結核パートナーシップやGARDPに対する拠出を通じて、国際的な議論を主導する。【外務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、環境省】 	<ul style="list-style-type: none"> パンデミック基金については、財務省と連携しつつ、理事会等の会議においてパンデミックのPPR（予防・備え・対応）に関して技術的な議論に参画した。また、各国際的イニシアティブ等に対する拠出を通じて、AMRに対する国際的な連携及び議論に参画。 2016（平成28）年より、WOAHのコラボレーティングセンターである動物医薬品検査所において、アジア諸国を対象とした感受性試験などの技術研修を実施。 2023（令和5）年10月、G7として初めてとなるG7長崎保健大臣会合保健・農業・環境の3トラック合同のワンヘルスに関する専門家会合を開催し、Quadripartiteや世界全体での取り組みを推進するため、G7として貢献することについて確認。 	<ul style="list-style-type: none"> GDF拠出金：105百万円 GARDP拠出金：249百万円 CARB-X拠出金：139百万円 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、AMR対策アクションプランに沿って関連する研究開発等を実施する。 引き続き、薬剤耐性対策の理解を進めるための普及啓発を行う。 動向調査を行い、データに基づく普及啓発につなげる。 指示書の電子化システムの開発を行う。 食品安全委員会による食品健康影響評価の結果を踏まえたリスク管理措置を適確に策定・実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> GDF拠出金：325百万円（※令和7年度当初+補正予算） GARDP拠出金：150百万円（※令和7年度当初予算） CARB-X拠出金：150百万円（※令和7年度当初予算） 	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省
	<ul style="list-style-type: none"> 2016（平成28）年より、WOAHのコラボレーティングセンターである動物医薬品検査所において、アジア諸国を対象とした感受性試験などの技術研修を実施。 2023（令和5）年10月、G7として初めてとなるG7長崎保健大臣会合保健・農業・環境の3トラック合同のワンヘルスに関する専門家会合を開催し、Quadripartiteや世界全体での取り組みを推進するため、G7として貢献することについて確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ワンヘルス・アプローチによる動物疾病対策事業 55百万円の内数 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、AMR対策アクションプランに沿って関連する研究開発等を実施する。 引き続き、薬剤耐性対策の理解を進めるための普及啓発を行う。 動向調査を行い、データに基づく普及啓発につなげる。 指示書の電子化システムの開発を行う。 食品安全委員会による食品健康影響評価の結果を踏まえたリスク管理措置を適確に策定・実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> SPSルール・メイキング戦略推進事業（うちWOAH拠出金事業）：142百万円の内数 	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産省 	